英国のEU離脱(Brexit)と 日本企業に対する支援のあり方

松澤幸太郎

はじめに

- 1. 英国の EU 離脱の時系列的整理
- 2. EU 離脱の手続 EU 条約第50条
- 3. 英国の EU 離脱に関する各国の反応
- 4. 日本政府の対応
- 5. 英国の国民投票の結果に対する各種の対応
- 6. ノルトライン・ヴェストファーレン州の対応
- 7. 若干の検討

おわりに

(参考) 日本政府による「英国及び EU への日本からのメッセージ」全文

はじめに

2016年6月23日英国で行われた欧州連合(European Union: EU)からの離脱に係る国民投票で、英国の EU からの離脱が支持され、現在、その後組織された英国政府は EU からの離脱¹に向けて手続を進めている²。

英国が EU から離脱すること自体は、英国民の政治的決定であり、主権国家の内

¹ EU条約第50条の withdraw の文言は、訳語として、「脱退」と訳される場合と「離脱」と訳される場合がある。これまでの日本語の条約集や学術文献等では前者が使われる例が多かったように見受けられるが、最近は後者が使われることも多いことから、本稿では後者を使うこととする。

² EU条約第50条に基づく EU からの離脱には、今回の英国の例以前に前例はない。欧州 共同体 (European Community: EC) からの離脱等としては、1962年にアルジェリアがフラ ンスから独立した際の事例と、1985年にデンマーク内で自治権を獲得したグリーンランド が EC から離脱した際の事例がある。

部における決断であることから、尊重されるべき性質のものとされ、日本を含む各国も、当該国民投票後に表明した声明等で、その旨を述べている。その一方で日本政府は、日本の事業者の意見を、英国を含む EU に伝える観点等から、意見を表明するなどした。

一般論として、主権国家が、その内部において、自らの政策等を決定することや その決定された政策自体は尊重されるべきものと解される。他方で、当該主権国家 内に存在する外国人あるいは外国事業者等は、その経済活動に関し、当該政治的決 定による影響についてどこまで甘受しなければならないのか、ということについて は検討の余地があると思われる。またそもそも、主権国家内における民主主義によ る決定に関し、そのマイナスの影響が外国人等に及ばないようにすることができ る、あるいはマイナスの影響が生じるとしても、それを逓減することができる、の であれば、そのような措置をとることが望ましいと考えられる。これらの点に関し 本稿では、英国の EU 離脱の例をサンプルに検討する。具体的に本稿では、第一に 英国の EU 離脱の論点が生じた経緯について概観し、第二に、EU からの離脱に関 する欧州連合条約(以下 EU 条約)第50条の概要を整理する。第三に英国の EU 離 脱に関する各国の反応に関しいくつかの例を紹介する。第四に日本政府の対応につ いて紹介する。具体的に日本政府は、タスク・フォースを立ち上げ、英国及び EU にメッセージを発出していることから、まず当該メッセージの概要を紹介し、また 政府は首脳会談等の際に本件について言及していることからその例を紹介する。第 五に欧州等における英国の EU 離脱に関する政府系機関や企業等の対応の例をいく つか概観し、第六にそのうちで特に参考になる例の一つと考えられるノルトライ ン・ヴェストファーレン州の対応を紹介する。

最後に以上の資料等を踏まえ、主権国家における民主的決定と、その影響に対する対応のあり方に関し、この事例に基づいて具体的な点に関し若干の検討を試みる。

1. 英国の EU 離脱の時系列的整理

先述の通り、英国では2016年 6 月23日に EU 離脱に関する国民投票が行われたが、これ以前から、英国の EU 離脱は各種各様のかたちで話題になっていた 3 。

³ ここで記述する経緯については、例えば中村民雄「EU 脱退の法的諸問題」福田耕治編著『EU の連帯とリスクガバナンス』103頁(2016)(以下、中村);国立国会図書館調査及

例えば、英国が EU の前身である欧州共同体(European Community: EC)に加盟したのは1973年のことであるが、その後の1975年には、EC 残留の可否を問う英国史上初の国民投票が行われている。

また比較的近時の動きとしては、2013年1月 Cameron 元英国首相は、2015年の総選挙で政権を維持できれば、EU 残留の是非を問う国民投票を2017年末までに行う方針を表明しており、また2014年に英国で実施された欧州議会選挙では、移民規制や EU 離脱を主張する英国独立党がトップとなり、70の英国の議席のうち、24議席を獲得した。

今回の国民投票の直接の契機は、上述の2015年に行われた、EU 離脱の可否を主要な争点とする英国の総選挙で、Cameron 元首相が率いる保守党が2017年までにEU 離脱の可否を問う国民投票を行うとしたことを端緒とする。当該選挙で保守党が勝利したことを受け、Cameron 元首相は2016年2月にEU 離脱の是非を問う国民投票を実施するとし、上記の通り6月23日の国民投票が実施され、当該投票において英国がEUから離脱することを支持する結論が出された。

なお、以上に関連して英国政府は、European Union laws and regulation と題する Web サイト⁴を公開しており、そのうちの Review of the balance of competences のページ⁵によると、2012年から英国政府は、EU 法の内容と英国への影響に関する分析に係る各種の報告書等を作成・公開していたことがわかる。

このような一連の経緯からすると、一般的に欧州の政治状況において、英国が EU から離脱することの可否の論点があることは、英国が EC に加盟した1973年以来知られていたということができ、具体的に英国が EU から離脱するリスクがある ということは、2013年から、あるいは遅くとも2015年には具体的に認識され得るものであったということができる。

ただし、このようなリスクについては、第一にリスクを認識する時期についてどのように考えるのか、第二にリスクが顕在化する可能性についてどのように考えるべきなのか、第三にリスクが顕在化した際の事業者に対する損害についてどのよう

び立法考査局山田邦夫「英国における対 EU 関係の見直し - 権限バランスレビューと「残留・離脱」国民投票 - 」レファレンス平成28年1月号等参照。なお国立国会図書館調査及び立法考査局は英国の EU 離脱に関するレポートをいくつか出している。その例として「英国の EU 離脱と日本への経済的影響」調査と情報第916号(2016.8.2)。

⁴ https://www.gov.uk/topic/government/european-union-laws-and-regulation

⁵ https://www.gov.uk/guidance/review-of-the-balance-of-competences

に考えるべきなのか、等に関し考える必要があると思われ、またさらに、そもそもこのリスクが自然災害等と異なり、意図的かどうかはともかく、人為的なものに起源するものであることについてどう評価するか等も考える必要がある。

2. EU 離脱の手続-EU 条約第50条

EU条約第50条は、EUからの離脱の手続について以下の通り規定している $^{6.7}$ 。 <和訳>

第50条

- 1. いかなる加盟国も、その憲法上の要件に従い連合から離脱を決定することができる。
- 2. 離脱を決定した加盟国は、その意思を欧州理事会に通知する。連合は、欧州理事会が定める指針に照らして、その国と交渉を行い、その国と連合との将来的な関係の枠組みを考慮しつつ、その国の離脱に関する取決めを定める協定を締結する。この協定は、欧州連合運営条約(EU運営条約)第218条第3項に従って交渉される。この協定は、欧州議会の同意を得た後に、EU理事会により特別多数決によって締結される。
- 3. 両条約は、離脱規定が発効した日に、又は、それが存在しない場合には、欧州理事会がその加盟国と合意したうえでこの期間の延長を全会一致により決定しない限り、2 に定める通知から 2 年後に、その国への適用を終了する。
- 4. 2及び3の適用上、離脱する加盟国を代表する欧州理事会又はEU理事会の構成員は、これに関する欧州理事会又はEU理事会の討議及び決定に参加しない。
 - 特別多数決は EU 運営条約第238条第3項(b)に従って定める。
- 5. 連合から離脱した国が再加入を求める場合には、その要請は、第49条に定める手続に従う。

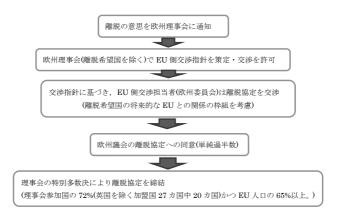
この規定に基づいて離脱の手続を図により示すと以下の通りとなる。

Article 50 - Treaty on European Union (TEU)

 Any Member State may decide to withdraw from the Union in accordance with its own constitutional requirements.

⁶ 過去には本条以外の手続によっても EU からの離脱があり得る、との説もあったが、現在のところ、本条のみが唯一の離脱の手続と考えられている。

⁷ EU 条約第50条の英文原文は以下の通り。



この規定に関しては、以下のような議論がある。

(1) 通知

EU 条約第50条は離脱を決定した加盟国が欧州理事会に通知する時期について特に規定しておらず、どのような方式によって行うべきかに関する規定もない。もっとも実務上英国政府は、2017年3月末までに通知を行うとしている。

どのような方式により通知を行うかについては、一般論としてウイーン条約法条約第67条第1項は、同条約第65条の規定する、条約の無効若しくは終了、条約からの脱退(withdrawal)又は条約の運用停止に関してとられる手続は、書面によって

- 2. A Member State which decides to withdraw shall notify the European Council of its intention. In the light of the guidelines provided by the European Council, the Union shall negotiate and conclude an agreement with that State, setting out the arrangements for its withdrawal, taking account of the framework for its future relationship with the Union. That agreement shall be negotiated in accordance with Article 218(3) of the Treaty on the Functioning of the European Union. It shall be concluded on behalf of the Union by the Council, acting by a qualified majority, after obtaining the consent of the European Parliament.
- 3. The Treaties shall cease to apply to the State in question from the date of entry into force of the withdrawal agreement or, failing that, two years after the notification referred to in paragraph 2, unless the European Council, in agreement with the Member State concerned, unanimously decides to extend this period.
- 4. For the purposes of paragraphs 2 and 3, the member of the European Council or of the Council representing the withdrawing Member State shall not participate in the discussions of the European Council or Council or in decisions concerning it. A qualified majority shall be defined in accordance with Article 238(3)(b) of the Treaty on the Functioning of the European Union.
- 5. If a State which has withdrawn from the Union asks to rejoin, its request shall be subject to the procedure referred to in Article 49.

行う、と規定しているので、書面で行うことになると考えられる8。

EU 条約第50条は「その憲法上の要件に従い」と規定していることから、英国との関係では、通知をするのにあたり議会の同意の必要性が問題となり、裁判所の判断が求められることになった9。この点に関し2016年11月3日の英国高等法院の判断では、必要とされるとされ10、その後英国政府は最高裁判所に上訴した。2017年1月24日、英国の最高裁判所は、8対3でEUからの離脱の通知を閣僚が行うためには、議会の制定法による承認(authorise)が必要と判断した11。これを受けて、英国政府は、2017年1月26日英国議会に、政府にEU離脱を通知する権限(power to notify withdrawal from the EU)を与えることを求める、EU離脱通知法案(European Union(Notification of Withdrawal)Bill 2016-17)12を提出した13.14。

この点に関し本条は、離脱の意思を「通知する(notify)」としていることから、離脱を決定した加盟国は、その意思を一方的に通知し、その意思に関し他のEU加盟国や欧州議会等の同意は求められないと解される。他方で、離脱はEU法に従って行われることから、離脱そのものは、離脱を意図する加盟国とEUの合意が必要とする意見もある¹⁵。これらの見解に関しては、本条第2項が「その国の離脱に関する取決めを定める協定を締結する」と規定している一方で、条約の運用が「2に

⁸ この点に関し、英国議会のヒアリングにおいて、通知の形式は重要であり、通知に関し期待される点について齟齬がないようにすることが重要である旨をSimon Fraser 元英国外務・英連邦省事務次官が述べている。http://data.parliament.uk/writtenevidence/committeeevidence.svc/evidencedocument/exiting-the-european-union-committee/the-uks-negotiating-objectives-for-its-withdrawal-from-the-eu/oral/43488.html(O58).

⁹ なお英国で行われた2016年6月23日の国民投票は、法的に英国政府に対して EU からの離脱の通知をすることを義務付けるものではなかった。

¹⁰ High Court of Justice, R (Miller) v Secretary of State for Exiting the European Union: Summary of the Judgment of the Divisional Court, 3 November 2016, p 1.

¹¹ https://www.supremecourt.uk/cases/uksc-2016-0196.html

¹² 本法案の正式名称は A Bill to Confer power on the Prime Minister to notify, under Article 50(2) of the Treaty on European Union, the United Kingdom's intention to withdraw from the EU. である。

¹³ http://services.parliament.uk/bills/2016-17/europeanunionnotificationofwithdrawal.html. な お 本 法案に関する政府の逐条解説として、http://services.parliament.uk/bills/2016-17/europeanunion notificationofwithdrawal/documents.html. また本法案に関する修正案等に係る議論を取りまとめた文書として cf. ex. http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/LIF-2017-0007/LIF-2017-0007.pdf; http://researchbriefings.parliament.uk/ResearchBriefing/Summary/LIF-2017-0013

¹⁴ なおこの法案と離脱の意思の通知の撤回との関係については議論がある。Cf. Arabella Lang, et. al., European Union (Notification of Withdrawal) Bill, BRIEFING PAPER No. 7884, 30 Jan., 2017. (http://researchbriefings.parliament.uk/ResearchBriefing/Summary/CBP-7884)

¹⁵ この点は法的には、EU 運営条約第267条の規定する EU 司法裁判所の管轄として、EU 条約第50条第2項の解釈を行うことが含まれるか、の問題とも関係する。

定める通知から2年後に」終了されると第3項がしていることから、これらの部分をどう解釈するかが問題となる¹⁶。なお実務上は、2016年6月29日に、欧州理事会の非公式協議に基づいて出された声明¹⁷によれば、27カ国の首脳は、英国における国民投票の結果を残念に思うが、英国民の多数者の意思を尊重すること、EU条約第50条によれば、EUからの離脱に関する英国の意思を欧州理事会に通知するのは、英国の意思による、としている。

(2) 離脱の意思表示の撤回

またさらに上記の点との関係で、離脱の意思表示が撤回できるかが問題となる。この点については、本条第5項が再加入に関して規定していることから、離脱の意思表示の撤回は認められない、とする見解もあるが、望まない離脱を推進すべき理由はないことから、撤回は可能である、とする意見もある。この点に関し、あくまで一般論で具体的な個別の条約の規定を乗り越えるものではないが、ウイーン条約法条約第68条は、通告については効果を生ずる前にいつでも撤回することができるとしている。

(3) 交渉指針

通知を受けた後「連合は、欧州理事会が定める指針に照らして、その国と交渉を行」
う¹⁸。ここでいう指針(guideline)については、特に定義等は定められていないが、

- 16 この点に関する議論について、中村106頁以下。
- 17 http://www.consilium.Europa.eu/en/press/press-releases/2016/06/29-27ms-informal-meeting-statement/
- 18 なお本条の解釈に直接関係するものではないが、2017年1月17日 May 英国首相は、英国の EU 離脱に関し、5つの原則(予測可能性と明確性(Certainty and clarity)、より強い英国(A Stronger Britain)、より公正な英国(A fairer Britain)、真にグローバルな英国(A Truly Global Britain)、漸進的アプローチ)と12の優先事項(予測可能性、自身の法制度の回復、英国の強化、アイルランドとの CTA の維持、移民管理、英国に所在する EU 市民と EU に所在する英国民、労働者の権利の保護、欧州大陸市場との自由貿易、他国との新たな貿易協定、科学と発展に最適な地としての英国、犯罪及びテロリズムとの闘いのための協力、円滑で秩序だった Brexit)を上げつつ、EU との交渉における英政府の目標についてのスピーチ(The government's negotiating objectives for exiting the EU: PM Speech)を行った。
 - 当該スピーチにおいて同首相は次の点を述べている。
 - 一重要な問題のいくつかについて、英国の有権者の多数が求める程度に十分な自由度がなかったことが、英国がEUから離脱することになった理由であり、このことはEUの他の加盟国にとっても同様である可能性がある。
 - 一英国が EU から離脱することを決めたことは、英国と EU が共有する価値を否定するものではなく、EU を害することを意図するものでもない。
 - 一英国と EU は引き続き信頼できるパートナーである。また、英国は EU から離脱するが、

EU 条約第50条は、「EU 運営条約第218条第3項に従って交渉される」としている。この点に関し同第218条第3項は、欧州委員会はEU理事会(Council)に勧告を提出し、またEU 理事会は、交渉の開始を許可し、検討中の協定の事項に応じて、連合の交渉担当者又は連合の交渉団の長を指名する決定を採択する、としている。このことから当初の一般的な理解としては、EU が第三国と協定に係る交渉をする際には、本条に基づいてEU 理事会が欧州委員会に交渉のマンデートを指示していることから、同様に欧州委員会を名宛人として、当該指針が出されると考えられていた。

この点に関し実務上の動きでは、まず2016年6月29日に欧州理事会の非公式協議に基づいて出された声明¹⁹は、英国から離脱の意思が通知された後欧州理事会は、指針を採択することと、欧州委員会と欧州議会はEU条約及びEU運営条約に従っ

欧州から離れるわけではない。

- 一独立し、自律したグローバルな英国は、EUと新しい、対等、積極的、建設的なパートナーシップを求める。
- 一交渉においては、できる限りの予測可能性と、明確性を提供する。
- 一英国は、欧州裁判所から裁判管轄権を、英国裁判所に取り戻す。
- 一英国内において England, Scotland, Wales, Northern Ireland の結束を強める。
- -- Ireland との共通渡航地域(Common Travel Area; CTA)を維持する。
- 一高度技能人材等の有能な人材の英国への移民は歓迎するが、EUから英国への移民を管理できるようにする。
- 一英国在住の EU 市民及び EU 在住の英国民の権利を保障できるようにしたい。
- ―労働者の権利保障を強化する。
- 一単一市場のメンバーシップは追及せず、代わって EU との間で大胆で野心的な自由貿易協定の締結を追求する。
- ―EU との関税協定(customs agreement)の締結を追求する。
- 一第三国との新たな貿易協定の締結を追求する。
- 一主要な、科学、研究、技術開発イニシアティブに関する連携を継続するための協力を歓迎する。
- 一犯罪とテロに対する戦いで EU と協力する。

以上の他この演説でMay 首相は、EU 条約50条発動後の2年間の過程が終了するまでに、英国とEU の間の将来のパートナーシップに関する協定に合意したいこと、EU 離脱の実施を段階的なプロセスで行うことは英国及びEU 両者の利益にかなうこと、英国とEU 間の段階的なプロセスに係る取り決めは、移民管理、税関制度、刑事司法協力、将来的な金融サービスの法的・規制枠組み等に関するものであり得ること、この新たな取り決めを段階的に導入するために必要な時間は事項ごとに異なり、その間に求められる中間的な取り決めは、交渉事項になること、などを述べている。

なおさらに英国政府は、2017年2月2日、The United Kingdom's exit from and new partnership with the European Union White Paper という表題の、いわゆる「英国のEU離脱に関する白書」を発出した(https://www.gov.uk/government/publications/the-united-kingdoms-exit-from-and-new-partnership-with-the-european-union-white-paper)。当該白書は、上記の May 首相のスピーチの内容と軌を一にするものであるが、紛争解決手続に触れるなど、一部追加された部分もあった。
19 http://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2016/06/29-27ms-informal-meeting-statement/

てその役割を果たすことを述べていた。

その後、欧州理事会には、Didier Seeuws を長とする英国の EU 離脱に関するタスク・フォースが設置され、欧州委員会では、英国の EU 離脱に関する首席交渉官として Michel Barnier が 任 命 さ れ、 欧 州 議 会 で は、Guy Maurice Marie Louise Verhofstadt が担当議員とされた²⁰。

また2016年12月15日欧州理事会は、英国を除く27カ国で非公式に協議し、それに 基づいて発出された声明²¹の別添で次の点を述べた。

第一に当該別添は、英国の通知の後欧州理事会は、EU条約第50条の下での交渉の大枠を定め、また交渉の全体を通じてEUが追求する原則を定めるガイドラインを採択する、とし、また欧州理事会は、本件を恒常的に扱い、交渉の進捗に応じて必要に応じ、当該ガイドラインを更新するとした。

第二に当該別添は、欧州理事会は、欧州委員会の勧告 (recommendation) を受けて、総務理事会 (General Affairs Council) に、速やかに交渉を開始する決定を採択し、またその後の手続に関する対応をするように指示するとした。またこの点に関し総務理事会は、交渉の実体部分及び交渉手続の詳細に関わる、当該総務理事会及び準備組織(preparatory bodies)と EU の交渉担当者(Union Negotiator)間の関係に関する交渉指令(negotiating directives)も採択する、とされた。なお当該交渉指令については、欧州理事会の採択するガイドラインの変更を受けて、交渉の進展に対応して必要に応じて、修正あるいは補正がされるとされた。

第三に当該別添は、交渉担当者は欧州委員会とされる、とし、その首席交渉官が Michel Barnier であることを確認した。また交渉チームは、透明性と信頼性を確保 するために、理事会議長(rotating Presidency of the Council)の代表者を一員とし、同代表者は欧州委員会の代表とともに全ての交渉会合に出席し、補助的役割(supporting role)を果たす、とされた。なお交渉担当者は、組織として、欧州理事会と、EU 理事会及び準備組織に報告するとされている。

第四に当該別添は、欧州理事会の会合間に、EU理事会と常設代表委員会 (COREPER)²²は、ワーキング・パーティと理事会の常設議長の補助を受けて、交

²⁰ Paul Bowers et.at., Brexit: Some legal and constitutional issues and alternatives to EU membership, p20 BRIEFING PAPER No. 7214, 28 July, 2016. (http://researchbriefings.parliament. uk/ResearchBriefing/Summary/CBP-7214)

²¹ http://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2016/12/15-statement-informal-meeting-27/

²² 外務省のEU 関連用語集(http://www.mofa.go.jp/mofai/area/eu/keyword.html)の説明では、

渉が欧州理事会の定めるガイドラインと EU 理事会の交渉指針にそって実施されることを確保し、また、交渉担当者にガイダンスを与える、とした。

第五に当該別添は、欧州理事会と、EU 理事会及び準備組織に属する英国からの 代表は、本件に関わる協議及び決定に関与しない、とした。

第六に当該別添は、27カ国の首脳の代理人は、必要に応じて、欧州理事会における 準備会合に出席し、また欧州議会の代理人も同様に、当該準備会合に出席する、とした。

最後に当該別添は、交渉担当者は、交渉の全体を通じて、欧州議会に、密接かつ 定期に交渉に関する情報を提供することを求め、また EU 理事会の議長は、総務理 事会の各会合の前後に、欧州議会に情報を提供し、意見交換を行う用意をすべきと した。さらに当該別添は、欧州議会の議長が、欧州理事会の会合の最初に意見を述 べることができる、とした^{23,24}。

- 「コレペール」は Comite des Representants Permanents の略称で、「各種 EU 理事会の準備・補佐機関で、各加盟国から派遣されている EU への常駐代表による会議。通常週一回開催されている。コレペールは理事会の指示に従って下部委員会や作業部会を設置し、特定事項の準備・調査を進める。」とされている。
- 23 この点に関しEU運営条約第218条第10項は、欧州議会は、手続のすべての段階において、直ちにかつ十分な情報を受ける、と規定し、これを受けて2010年に欧州議会と欧州委員会の関係に関する枠組合意(Framework Agreement on relations between the European Parliament and European Commission, OIL304/47)が出されている。当該枠組合意第23パラグラフは、交渉に関する指令の内容を含め、国際協定(international agreement)の交渉及び締結の全ての段階において欧州議会は、迅速かつ完全に(immediately and fully)情報を提供されなければならないと規定し、また同第24パラグラフは、当該第23パラで言及されている情報は、欧州議会が、適切な場合には、その意見を表明し、欧州委員会が可能な限り欧州議会の見解を取り入れるために十分な時間を確保することができるようなタイミングで提供されなければならない、としている。なおさらにこれら23、24パラグラフについては、当該枠組合意の付属書 III(Annex III)に詳細な規定があり、そこでは以下の点が規定されている。
 - 欧州委員会が交渉に関する指令の案を EU 理事会に提示する際には、欧州議会にもそれを提示する (パラ2)。
 - 欧州委員会は、交渉過程を通じて、欧州議会の意見に留意する(パラ3)。
 - 欧州委員会は、欧州議会に、定期的かつ迅速に、協定が署名されるまで交渉の進展 (conduct of negotiations) について報告し、その際には、議会のコメントが協定の条文に 入れられたか、入れられなかった場合にはその理由を説明する (パラ4)。
 - 欧州議会の同意が求められる国際協定に関しては、欧州委員会は、EU 理事会に提供されるすべての関係する交渉過程に係る情報を欧州議会に提供する。この情報には、交渉に関する指令の改正、交渉対象の条文案、合意された条文、合意された当該条約・協定の署名日、署名の対象となる協定条文が含まれる。さらにこの情報には、第三国から受領した文書等で、EU 理事会に提出されるものも、当該第三国の同意を前提に、含まれるとされ、また欧州委員会は、関連する欧州議会の委員会に交渉の進捗を報告し、特に欧州議会の見解がどのように考慮されたかについて説明しなければならない。(パラ5)
 - これらの規定に関しては、欧州議会にいる英国選出の議員との関係をどうするかの論点がある。

なお EU 運営条約第218条第4項は、EU 理事会が交渉担当者に指令を発し、特別委員会を指名することについても規定しており、EU 条約第50条は本規定を引用していないが、将来的に同条に基づいた対応がなされる可能性もないわけではない。

次にこの指針の内容に関連して、これ自体が直接指針になるものではないと考えられるが、実務上は、2016年9月16日に行われたEU27カ国による欧州理事会非公式会合後にブラチスラバ宣言及びロードマップが発表されている²⁵。

24 この点に関し、英国の David Davis 欧州連合(EU)離脱担当大臣は、2016年9月12日の 英国議会貴族院欧州連合特別委員会(Select Committee on the European Union)における答 弁(Q13)において、英国議会の両院が、欧州議会と比較して不利になることは望まない、と発言している。また同大臣は、離脱の過程に関して、最終的に離脱に関する協定が示されるだけで、交渉過程はブラックボックスにされるようなことはしない、としている(Q12)。 http://data.parliament.uk/writtenevidence/committeeevidence.svc/evidencedocument/European-union-committee/brexit-parliamentary-scrutiny/oral/38223.html

なおこの点について英国法との関係では、2010年の憲法改革及び統治法(Constitutional Reform and Governance Act 2010)第二編の条約審査手続の条項が関係する。同編は英国議会による条約審査に関して以下の点を規定している(同法第20条及び第21条)。

- 批准されようとする条約は、英国議会両院に、批准の21日前に提出されなくてはならない。
- -提出後議会開会日の21日間、両院は当該条約案を批准しない旨を議決することができ、 それがなされない場合政府は当該条約を批准することができる。
- 上記21日間の間に議会のいずれかの院が批准をしない旨を議決した場合、政府は当該条約をすぐには批准できず、政府が当該条約の批准が必要と考える理由を説明する文書を提出する。
- 下院が否決した場合、上記の文書が政府から提出された後下院は、さらに21日間の期間の間で批准について審議する。その際には批准に反対する旨を再度可決することができ、その場合政府は、当該条約を批准できない。なおこの21日間の期間は何度でも延長することができる。
- 下院が批准を認め、上院のみが否決した場合、政府は依然として当該条約の批准が必要と考える理由を説明する文書を提出しなければならないが、この場合さらに21日間の議会における審議は求められない。すなわち上院は条約の批准を止める権限を有さない。(本法に関し本法条文については http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2010/25/contents、邦文解説としては三野功晴「イギリスの2010年憲法改革及び統治法(2) 条約の批准」外国の立法第252号166頁(2012.6)参照。)
- 25 http://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2016/09/16-bratislava-declaration-and-roadmap/. この概要は以下の通り。

まず当該宣言は、英国を除く27の EU 加盟国は次の一般的原則に合意した、として、以下の点を述べている。

- EU を離脱する国はあるが、それ以外の国にとって EU は必要不可欠であり、EU は欧州大陸に平和、民主主義、そして繁栄をもたらした。このことから、27カ国は、共通の歴史に基づいて、EU を成功に導かねばならない。
- EU は完全ではないが、挑戦すべき課題の解決のための手段(instrument)として最良であり、EU は平和と民主主義の維持のために必要であるばかりでなく、安全保障のためにも必要であり、さらに、民衆の必要に対応し、自由に生活し、学び、働き、移動し、繁栄するために、さらには欧州で継承される文化の恵沢を欧州大陸全域で享有するためにも必要である。

- EU においては、加盟国、EU の機関、市民の相互のコミュニケーションを改善する必要がある。決定過程はより明快にされなければならない。明確で実直な文言が使われなければならない。過激で大衆迎合的な政治的力が示す単純な対応に対して立ち向かう強い勇気を持って、市民の期待に答えなければならない。

さらに当該宣言は、当該宣言発出後の数ヶ月以内に、市民が信頼し、支援できる魅力的なEUのビジョンを示すことにコミットするとし、また2016年9月に行われたJunker欧州委員会委員長の一般教書演説を歓迎し、また欧州理事会非公式会合では優先課題に関する幅広い議論を行い、これに基づいて欧州理事会議長、EU理事会議長、及び欧州委員会はブラチスラバ・ロードマップを提案する、としている。

次にロードマップは、(i) 一般的評価と目標(General diagnosis and objective)、(ii) 移民と域外国境(Migration and external borders)、(iii) 域内の治安及び外部に対する安全保障(Internal and external security)、(iv) 経済社会開発と若者(Economic and social development、youth)、(v) 今後の取組み(Way ahead)の各点について言及し、それぞれは概要次の通りであった。

第一に一般的評価と目標の部分でロードマップは、27カ国でEUを成功させることに合意したこと、移民、テロ、経済及び社会的不安定さに関係する統制の欠如と不安に人々は懸念を抱いていて、このことから多くの課題があり、優先的課題としてこれらに取り組まなければならないこと、協働することでEUはこれらに立ち向かうことができ、また異なる見解を有する課題についても共通の解決策を見つけることができ、さらに、結束し、共通の未来を構築するために事態の推移に対して政治的コントロールを及ぼすことを確保することが優先的課題であること、また、約束を実現するために、何をEUができ、何を加盟国がなすべきかを明確にすることが必要であること、を挙げている。

第二に移民と域外国境の部分でロードマップは、まず目的として、昨年(2015年)のような統制されていない不法移民の流入を再び生じさせず、また、不法移民の数を縮減すること、域外との国境の完全な統制を確保し、シェンゲン体制を回復すること、EUにおいて長期の移民政策に関する合意を展開し、責任と連帯の原則を適用すること、を挙げている。

次に同部分は、具体的な措置として、a) EU とトルコ間の宣言の完全な実施と、西バルカンの国々に対する支援の継続、b) 対トルコのブルガリア国境における防御の強化に対する複数の加盟国による迅速な支援に対する本日示されたコミットメント (の実施)、c) 2016年末までに、今回法制度化された、欧州国境沿岸警備制度 (European Border and Coast Guard) による迅速な対応を実施するために完全な権限を付与すること、d) 不法移民流入の減少と送還率の上昇のために第三国と協力し、また対話を行うために移民協定を締結すること、e) 将来的に責任と連帯の原則をどのように実施するかを含む、長期移民に関する政策に係る広範な EU 内での合意形成のための継続的な取組、挙げている。

第三に域内の治安及び外部に対する安全保障の部分でロードマップは、まず域内の治安に関する目的として、域内の治安維持とテロ対策のために、あらゆる加盟国の支援を行う、としている。次に同部分は、具体的な措置として、a)加盟国のセキュリティ・サービス間の協力と情報交換の強化、b)EUの域外国境を越境するEU加盟国国民を含む全ての者が、相互接続された関連データベースにおいてチェックされることを確保するためのあらゆる必要な措置を講じること、c)より進歩したチェックを行い、要すれば、査証免除旅行者の領域への進入の拒否を行うために、旅行情報認証システム(Travel Information and Authorization System, ETIAS)の設置を開始すること、d)可能な場合における域外退去及び入域禁止を含む、過激な活動に対する組織的対処と、その予防措置に関する加盟国による対応に対するEUの支援、を挙げている。

次に外部に対する安全保障と防衛に関する目的としてロードマップは、地政学的に困難な環境においてEUは、安全保障と防衛に関する協力を進めるとしている。次に同部分は、具体的な措置として、a) 2016年12月の欧州理事会において、安全保障と防衛や、また特に、EU条約

(4)離脱の交渉方式

上記に関連して、EU条約第50条第4項は「2及び3の適用上、離脱する加盟国を代表する欧州理事会又はEU理事会の構成員は、これに関する欧州理事会又はEU理事会の討議及び決定に参加しない」と規定している。このことから、離脱に関する交渉に係る欧州理事会又はEU理事会における議論に離脱する加盟国は出席できるか、という問題に関しては、文理上、離脱に関する条件等は離脱する加盟国を除く欧州理事会又はEU理事会の構成員により協議がなされ、離脱する加盟国は議論に参加できない、とする見解がある。この見解によれば、同第4項は、ある加盟国がEUからの離脱を決めた場合、その他のEU加盟国が離脱の条件を決めることができ、当該離脱を決めた加盟国は、その条件について交渉することはできるが、議論する場にいることはできない、とされる。

実務上は、これまでのところ、英国のEU離脱に関する議論は、英国を除く欧州理事会の非公式会合で行われ、英国とEU間では交渉がなされることを前提に話が進められているように見受けられる。なおこの点に関連して離脱交渉は、英国とその他のEU加盟国の間というよりは、英国とEUの間で行われることになると考えられるが、EU条約第50条第4項の文言の解釈としては、欧州理事会・EU理事会の構成国は、EUからの離脱について議論ができるとされていると解される。

なおこの点に関連して、EU条約第50条第2項が欧州議会の同意について規定し、また上述の通り、2016年12月15日の欧州理事会27カ国非公式会合の声明の別添は、欧州議会が交渉に関係する旨述べていることとの関係で、離脱する国から選出され

及び EU 運営条約上規定されているその能力をより良く活用することに関する具体的な実施計画を決定する、b) NATO との共同宣言の実施をすぐに開始する、ということを挙げている。

第四に経済社会開発と若者の部分でロードマップは、まず目的として、確実な経済的将来を創成し、生活を保障し、若者によりよい機会を与えること、としている。次に同部分は、具体的な措置として、a) 2016年12月に、評価を実施したうえで、欧州政略投資資金(European Fund for Strategic Investment) の延長を決定すること、b) 2017年の欧州理事会において、(デジタル単一市場、資本市場同盟、エネルギー連合を含む)様々な単一市場戦略の実施に関し、進展状況を確認すること、c) 10月の欧州理事会において、市民の懸念に配慮しつつ、開放的な市場から生じる利益を獲得するための力強い貿易政策をどのように実現するかに関して議論すること、d) 12月に、若年者の失業に対する加盟国の取組みのための EU による支援と、EU による若年者支援に関するプログラムの強化について決定すること、を挙げている。

第五の今後の取組みの部分でロードマップは、約束を守ること、すなわち決定されたことの実施を見直すメカニズムを強化し、また、EU 加盟国と EU の諸機関の間で、誠実な協力関係とコミュニケーションを形成することについて述べ、さらに、ブラチスラバは今後の取組の始まりであり、これから行われる欧州理事会公式会合は、この宣言で言及されている事項に関し、具体的なフォローアップを行うとし、さらに2017年の予定について言及している。

た欧州議会の議員は、離脱手続に関与できるのか、という論点がある。この点については、文理解釈的には、EU条約第50条第4項が欧州理事会及びEU理事会に関する規定を定める一方で、欧州議会については特段の除外規定を設けていないことをどのように理解するかが論点となる²⁶。

EU 条約第50条第3項は、欧州理事会がその加盟国と合意したうえで期間の延長を決定しない限り、離脱を決定した加盟国による欧州理事会に対するEU離脱の意思の通知から2年後に、EU 条約とEU運営条約は、その国への適用を終了すると規定している。この点に関して、英国政府の報告書等では2年以上の期間が必要であるとする見解が示されているが27、2016年12月6日に欧州委員会のBarnier首席交渉官は、条約上「2年」と定められている交渉期間について、欧州議会の批准にかかる期間を考慮すると、実質協議は最長で1年半程度になるとの見方を示している。交渉期間の長短については、政治的な理由等によると思われるが、それぞれを支持する立場がある28。

(5) EU からの離脱と EU における英国の地位

離脱交渉の期間中、英国は EU の加盟国であり、加盟国としての地位を保持する。 従って、交渉期間中 EU 法は英国に適用され、また英国はそれに対応する義務の履 行等が求められる。実務上このような状況は、英国と EU の両者に、複雑な関係を 生じさせる可能性がある^{29,30}。

すなわち例えば通商法等との関係を考えると、現在英国は、EU を通じて第三国 と関税に係る特恵待遇を相互に与える旨の協定等を締結し、あるいは締結のための 交渉をしている。この点に関し詳細には具体的な案件ごとに検討が必要であるが、 一般論として EU 法の制度によれば英国は、EU の加盟国として、将来の離脱に備

²⁶ この点に関連して、EU 司法裁判所の英国出身の裁判官や、その他の役人等の扱いも同様に問題になる。

²⁷ The process for withdrawing from the European Union https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment data/file/503908/54538 EU Series No2 Accessible.pdf

²⁸ この点に関して、Hammond 財務大臣が、経過措置に関して、英国の EU 離脱後さらに24 か月程度単一市場へのアクセスの代償を支払うことが、円滑な離脱を確保するために有効かもしれない、と述べたとする報道がある。

²⁹ なおここで述べるほかに例えば、EU離脱後の英国に適用されない各種の政策等に関する 議論や決定過程に英国の代表が関与できるか、等の問題が生じる可能性もある。

³⁰ ここでは通商関係を取り上げる。このような複雑さがどのような形で生じるか、あるいは生じないかは、環境、文化等の他の分野にも関係する。

えて既存の協定に関わる調整に関する交渉や新たな協定の締結にむけた交渉をおこなうことは可能であるかも知れないが、それらの第三国と具体的な協定の運用に関する調整を法的に確定することや、新たな協定を独自に締結することは、EUからの離脱後でなければできない。

また第三国と EU との間で既に行われている協定の交渉との関係で英国は、離脱 までは EU の加盟国であることから、自国の利害・得失のみを踏まえて、交渉を行 うことはできず、EU加盟国としてその利害・得失をEU内で調整したうえで、そ れらの協定の運用や交渉を行うことが求められ、また逆に、英国を除く EU 加盟国 も、英国が離脱する以前は英国を加盟国として扱うことが求められることから、英 国が離脱することを前提としたポジションに基づく交渉はできないと考えられる。 なお上記の点に関連して、英国及び英国を除く EU 加盟国のそれぞれに関して、そ もそも上記のような通商交渉において、英国を含む EU の場合と、英国単体あるい は英国を除く EU としての場合の、何れが交渉に有利なのか、という点については、 現在の EU、英国、英国を除く EU、あるいは英国を除く EU の加盟国、及びこれら と交渉する各国それぞれの考え方があり得る。この点に関し例えば第三国の観点か らするならば、EU における英国の経済規模等31を考え、英国と EU の関係がどのよ うなものになるかを見極めたうえで英国と交渉を行うことを望む場合や、逆に英国 と EU の従前の関係の継続を前提に交渉を継続する場合等があり得る。この点につ いては、いわゆる混合条約として締結された条約の法的効果などとの関係も含め て、各種の戦略があり得ると考えられる。

(6)離脱に関する取決めを定める協定

EU条約第50条は、具体的に「離脱に関する取決めを定める協定」がどのようなものかを規定しておらず、同条の文言解釈からは当該協定がどのようなものであるべきか、明確ではない。換言すれば当該協定をどのようなものにするかは、当該協定に関する交渉関係者の意図等によることになる。ただしEUの締結する協定である以上、EUの諸条約やEU司法裁判所の判断等とそぐう内容のものであることが求められる。

具体的に当該協定に関し、第一に問題になると思われるのは、当該協定の規定範

³¹ EU 統計局データによれば、EU 加盟国中、英国の人口(約6500万人)は独仏に次ぐ3位(約12.7%)(2016年)、EU 予算への拠出金額(約214億ユーロ)はドイツに次ぐ2位(15.6%)(2015年)であり、また IMF の2015年データによれば、名目 GDP(約2兆5757億ユーロ)はドイツに次ぐ2位(約17.6%)である。

囲であり、具体的には、離脱する加盟国とEUの将来の関係についても当該協定は含むか、それとも、将来の関係については別の交渉を行い、別の協定を締結することが必要か、という点である。この点に関し、EU条約第50条第2項は、「連合との将来的な関係の枠組みを考慮しつつ」としつつも、「離脱に関する取決めを定める協定」についてのみ交渉し、締結するとしている。このことから当該協定及びそれに関する交渉に関し、離脱する国とEUの将来の関係について協議する前に、主にEUからの離脱に関する技術的な側面に関して協議し、それに関して規定すべき、とする説がある。もっともこのような考え方により、将来的な関係についてはより包括的な別の協定によるとされるとしても、EU域内にいる離脱する国の市民の扱いや、離脱する国に所在する他の加盟国の市民の扱い等については、「離脱に関する取決めを定める協定」で規定されるべき、と一応は考えられる。

なおEU条約第50条によれば、「離脱に関する取決めを定める協定」がなくともEUからの離脱は生じることから、当該「離脱に関する取決めを定める協定」は宣言的なものではないか、とする考え方がある。この考え方によれば、EUとEUを離脱する加盟国の間の合意は、離脱そのものについてというよりも、離脱に関する手順等と両者間の将来の関係に関するフレームワークを決めるためのもの、と解される。

EU条約第50条の「離脱に関する取決めを定める協定」については、EU運営条約第218条の手続との比較で、EUのみで扱える事項あるいは EUと加盟国の両方が権限を有しているが、政治的選択として EUによって扱うこととされているもの、のみが扱えると考えるべき、とする考え方がある32。もっともこの意見に関しては、加盟国のみが扱える事項についても扱うべきという見解もある。ただしこの見解においては、この場合には、加盟国も手続に関与すべきとされている。

第二にこの「離脱に関する取決めを定める協定」ではどのような事項について規定 しなければならないか、という点については、例えば次のようなものが挙げられる^{33,34}。

³² House of Commons, Exiting the European Union Committee,
The process for exiting the European Union and the Government's negotiating objectives(HC815),
p23 (https://www.publications.parliament.uk/pa/cm201617/cmselect/cmexeu/815/815.pdf)

³³ Vaughne Miller and Arabella Lang, Brexit: how does the Article 50 process work?, p27, BRIEFING PAPER, Number 7551, 16 January 2017

³⁴ 前述の通り「離脱に関する取決めを定める協定」がどのようなものであるべきかに関し具体的な内容が定まっているわけではないことから、当然ここで上げる事項以外が規定される可能性は十分ある。また「離脱に関する取決めを定める協定」以外に英国と EU の将来の関係という観点からは、治安、外交、安全保障等を含む政務的な事項に係る関係についても協定等で整理される可能性があると予想され、この点は後述の離脱白書でも記載されている。

- ・英国の一定の地域あるいは農業従事者に支払われるべき EU の補助金の支払いの 扱い
- ・EU のデータベースへのアクセス等を含む、越境に係るセキュリティ対策の扱い
- ・経済制裁等を含む、外交政策の扱い
- 規制権限の移転等
- · EU 法に基づく契約の扱い
- ・欧州薬事庁(European Medicines Agency)等の、英国法において一定の役割を果たしている EU の機関の扱い
- ・英国にある EU の機関の本部の閉鎖・移転等の扱い
- ・欧州における航空自由化制度(Single European Sky Arrangement)の扱い
- ・欧州における健康保険制度における英国市民の扱い
- ・北海を含む英国海域以外での英国漁民の漁業権の扱い
- ・EU の統一エネルギー及び航空市場へのアクセスの継続性
- ・国連の環境諸条約に基づく義務や EU 法を通じて適用されている各種の条約上の 約束に係る英国の扱い

また、2017年2月2日に発表された、いわゆる「英国のEU離脱に関する白書」では、以下の事項が英国のEU離脱前に明らかにされるべき事項として挙げられている35.36。

- ・予算、年金、その他の権利義務関係にかかわる財政事項
- ・英国にある EU の機関の扱いを含む、EU の組織にかかわる事項
- ・EU に所在する英国民の地位
- ・英国に所在する EU 市民の地位
- ・現存する EU の規制機関と英国の関係
- ・英国と EU の 通商関係

なお EU 側の Barnier 首席交渉官は、その他の事項とともに、拠出金に関する事項と年金に関する事項が EU 条約第50条のもとの交渉で扱われるべき、としているとされている。

³⁵ ここに記載するほかに、北アイルランドとアイルランドの国境管理に関する扱いや、EU との関係における北アイルランドの特別な地位に関する扱い等についてもあげられている。

³⁶ The United Kingdom's exit from and new partnership with the European Union White Paper (https://www.gov.uk/government/publications/the-united-kingdoms-exit-from-and-new-partnership-with-the-european-union-white-paper)

(7) 第三国等との国際約束

EUから離脱することにより英国は、その下で数多くの自由貿易やその他の事項に関わる国際約束が締結された、EUの経済や通商、金融等に係る政策から離脱する。この影響に関し、EUの権限のみで締結された協定の扱いについては、EU離脱以降英国に適用されない、と解されうるが、EUと各加盟国で締結されたいわゆる混合協定についてはどのような扱いになるかは検討の余地があると考える立場がある。文言の観点からすると、このような協定の規定では、「当該協定は、EU及びこの協定に署名する各国に当該協定が適用される。」等と規定されており37、この文言からすれば、EUから離脱後も各国に適用があるとも解されうる。他方で、同様に文言の観点からは、EUの加盟国として協定に署名していることから、EUから離脱した場合、これらの協定は適用されない、とする考え方もある。いずれにせよ、この問題は、各協定ごとに検討する必要があるとされる可能性がある38.39。

(8) 既得権 (acquired/vested right) の扱い

EUから離脱することにより、英国は EU 法上の義務から外れる。この際に、個人・法人の既存の権利等に係る、いわゆる既得権(acquired/vested right)の問題が生じる⁴⁰。EU に係る条約上の制度上、EU への加盟期間中に認められた権利が、離脱後も自動的に継続するとする規定はない。また EU に係る条約には、市民・企業等の既得権益を保護する、いわゆる「残存条項(survival clause)」はない⁴¹。

- 37 Cf. ex. Cotonou Agreement(Partnership agreement between the members of the African, Caribbean and Pacific Group of States of the one part, and the European Community and its Member States, of the other part, signed in Cotonou on 23 June 2000)
- 38 なお、当然のことながら、この点については、英国あるいは EU 側のみならず、相手側の関係国の立場も関係する。
- 39 ただし、英国上院のレポートによれば、EU の締結した自由貿易協定による利益を、EU 離脱後の英国は維持できないと考えられる、としている。House of Lord, European Union Committee, Brexit: the options for trade, 5th Report of Session 2016-17, 13 December 2016.
- 40 既得権に関する英国政府等が発行している文書として、HOUSE OF LORDS, European Union Committee, Brexit: acquired rights, HL Paper 82, 14 December 2016; Paul Bowers et.al., Brexit: some legal and constitutional issues and alternatives to EU citizenship (Chap. 3), BRIEFING PAPER, Number 7214, 28 July 2016. (http://researchbriefings.parliament.uk/ResearchBriefing/Summary/CBP-7214)
- 41 この点に関し、ウイーン条約法条約第70条第1項(b)は、(条約に別段の定めがある場合及び当事国が別段の合意をする場合を除くほか)条約の終了前に条約の実施によって生じていた当事国の権利、義務及び法的状態は、影響を受けない、と規定しているが、EU法は多種多様の法的状況に関与しており、この一般原則だけでは到底妥当に対処できないであろうことが指摘されている(中村110頁)。

この点に関しては、先述の「離脱に関する取決めを定める協定」で整理されることが必要と考えられる。前例として、例えばグリーンランドがECから外れた際の条約の議定書の第2条は、以下の通り、グリーンランドがECの一部であった際に自然人及び法人が取得した権利を維持する枠組みを作ることを規定している⁴²。

The Commission shall make proposals to the Council, which shall act by a qualified majority, for the transitional measures which it considers necessary, by reason of the entry into force of the new arrangements, with regard to the maintenance of rights acquired by natural or legal persons during the period when Greenland was part of the Community and the regulation of the situation with regard to financial assistance granted by the Community to Greenland during that period.

既得権に関しては、自然人の移動(free movement of people)との関係でも検討する必要がある。すなわち具体的に欧州で事業を行っている英国民、あるいは英国で事業を行っている EU 市民は、EU 法の下で、あるいは一般国際法の下で、既得権を有するか、ということである。またこの点は、欧州人権条約、欧州連合基本権憲章、英国のコモン・ローとの関係でも検討が必要となる。

なお上記に関連して、EU市民権に付随する権利に関係する論点がある。この点に

関してEU市民権の得喪との関係では、EU運営条約第20条第1項が、加盟国の国籍を有する者は、何人も連合の市民となる、EU市民権は、国家の市民権に付加されるものであって、それに代替するものではない、と規定していることからすると、EUから離脱した国の国民はEU市民権を失い、それに付随する権利等を失うと解される。さらにこの点に関連して、EUから離脱した国の国民であるEUの職員の地位はどうなるか、の論点がある。この点に関し、いわゆるEU職員規則(EU Staff Regulations)43第28条第(a)項は、EUの職員の条件として、特に例外が認められない限り、EU加盟国の国民であることが求められる旨を規定している。また同第49条は、第28条第(a)項の条件が満たされなくなった場合、その職員は退職を求め

またこの点に関連して、欧州議会議員についてはどうなるか、の論点がある。こ

られることがある旨を規定している。

⁴² http://eu.nanoq.gl/Emner/EUGI/~/media/419EF30F356645048639049D197273D3.ashx

⁴³ REGULATION No 31 (EEC), 11 (EAEC), laying down the Staff Regulations of Officials and the Conditions of Employment of Other Servants of the European Economic Community and the European Atomic Energy Community (OJ 45, 14.6.1962, p. 1385) (http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:01962R0031-20140501&from=EN)

の点に関しEU条約第14条第2項は、欧州議会議員の最大人数を規定しているのみであるので、離脱した国の分の議員数が減員された上で、議席が離脱した国以外の加盟国で再配分されることになる。ただし同規定は、いかなる加盟国にも96議席を超えて議席は配分されないとしているので、同規定が改正されない限り、その範囲で議席が配分されることになる。

なお以上の他、英国がEUから離脱した場合に英国に適用されなくなる、EUと第三国との条約・協定に基づく英国民や第三国民の権利はどうなるか、の問題もある。

(9) 「離脱に関する取決めを定める協定」に係るその他の EU 加盟国の関係

第50条第2項によれば、「離脱に関する取決めを定める協定」は、「欧州議会の同意を得た後に、EU理事会により特別多数決によって締結され」ることが求められ、また、同条第3項は、欧州理事会による全会一致の決定を求めている。このことからEU加盟国は、意図すれば、離脱する加盟国とEUが「離脱に関する取決めを定める協定」を締結しないとすることもでき、また離脱後の関係に関する協定を締結しないとすることもできる。これらのことから、当該協定の交渉において英国に多くを譲歩することは、EUの他の加盟国にとって多くの政治的利益があるものではないことが指摘されている4。

(10)「離脱に関する取決めを定める協定」の発効

第一に EU との関係で EU 条約第50条は、「欧州議会の同意を得た後に、EU 理事会により特別多数決によって締結される」としていることから、欧州議会は、離脱そのものについてはともかく、「離脱に関する取決めを定める協定」に同意しないことができると解される。

また「EU 理事会により特別多数決によって締結される」とされている点に関して EU 運営条約第238条第3項(b)によれば、これらの国々の人口の少なくとも65%を代表する EU 理事会構成国の72%、すなわち27カ国中の20カ国で、これらの国々の人口の少なくとも65%を代表する者に認められることが求められる。

第二に EU 条約第50条は、EU 加盟国が「離脱に関する取決めを定める協定」に 批准することが求められるかどうかについては特に規定していない。この点につい

⁴⁴ https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/504216/The_process for withdrawing from the EU print ready.pdf

ては、当該協定に関し、分裂的な状況が生じるのを避けるために、加盟国の批准を求めないとするために EU 条約第50条はその点に触れなかった、とする理解もある。もっとも EU 条約第48条を前例と解するとすると、加盟国により批准されることが求められることになる。

第三に離脱する国、今回の場合英国については、批准が求められることになると解される。この場合、英国においては、2010年憲法改革及び統治法の規定によって、議会での審議が求められることになる 45 。

(11) 経過措置

一般的にEU条約第50条は、「離脱に関する取決めを定める協定」についての交渉に関して「その国と連合との将来的な関係の枠組みを考慮」するとしている。このことから、将来的な枠組そのものではないにしても、例えば前述した点等に関し、一定の経過措置に関しても交渉する可能性があると解される。なおEU条約第8条との関係では、EUから離脱した国が当然に同条の規定する隣接する諸国(neighbouring countries)になるものではないと解される46。

(12) 英国の EU 離脱の阻止

EU 条約第50条第2項が規定しているように、EU は「離脱に関する取決めを定める協定」に関する協議をすることが求められるが、EU 加盟国は協議の義務はない。もっとも、そもそも「離脱に関する取決めを定める協定」がなくとも、同条第3項が規定するように、離脱の意思の通知から2年後には、EU 条約の適用が停止されるので、離脱自体は生じる。従って、離脱自体を止めることはできないと解される47。なおこの点に関し、ウイーン条約法条約第54条以下は条約の終了及び運用停止について規定し、例えば第62条は、条約の終了又は条約からの離脱の根拠とし

⁴⁵ この点に関し、三野功晴「イギリスの2010年憲法改革及び統治法(2) - 条約の批准」 外国の立法第252号166頁(2012.6)。

⁴⁶ Cf. ex., CONV 724/1/03, REV 1, VOLUME 1, 28 May 2003; CONV 648/03, 2 April 2003.

⁴⁷ この点に関して、EU 条約第50条の規定にかかわらず、加盟国は EU からの離脱が認められない、とする意見もある。この点に関しては、そもそも EU 条約第50条の原型と解される、いわゆる憲法条約(Constitutional Treaty)の I-59条の解説 CONV724/1/03REV1-vol.1(http://register.consilium.europa.eu/doc/srv?l=EN&f=CV%20724%202003%20REV%201)は、加盟国が自発的に離脱することができることを明確にするために、本条が設けられたと記載しており、これからするならば、離脱は可能と解される。

ての事情の根本的な変化に関し、条約の締結の時に存在していた事情につき生じた 根本的な変化が当事国の予見していなかったものである場合には、次の条件が満た されない限り、当該変化を根拠として援用することができない、として、いくつか の条件を規定している。他方で、同条約第54条は条約に基づいて条約の終了又は条 約からの当事国の離脱は行うことができる、としており、EU条約第50条は、先述 のウイーン条約法条約第62条の規定にかかわらず、離脱に関する特段の理由等の必 要性等を規定することなく、離脱に関して規定していることから、これによれば、 加盟国はその理由の如何に関わらず、離脱することができることになる。

(13) EU と英国の将来の関係

先述の通り EU 条約第50条は、「離脱に関する取決めを定める協定」がどのようなものかを規定しておらず、離脱する加盟国と EU の将来の関係について当該協定が定めるか、あるいは将来の関係については別の交渉を行い、別の協定を締結することが必要か、という点は明確ではない。なお後者の場合、「離脱に関する取決めを定める協定」と将来の関係について定める協定の発効時期がずれる等の状況が生じる可能性があり、その場合、後者の協定の条文案が確定している場合には、その暫定適用措置を講じる等の措置が求められる可能性がある。

将来の関係に係る協定との関係で、EUから離脱した場合の英国と欧州経済領域(European Economic Area(EEA))及び欧州自由貿易連合(European Free Trade Association(EFTA))との関係が問題になる。この点に関しては、英国はEUを離脱すると、EEA協定の締約国でなくなり、EEA協定第128条によれば英国は、まずEFTAに加盟し、その後にEEAに加盟することになる。EUあるいはEFTAの加盟国でない国がEEAに加盟した前例はない。

なお英国と EU の将来の関係に係る協定については、これまでの EU 法及びそれにかかわる前例からすると、混合協定になる可能性が高いことが指摘されている⁴⁸。この点に関しては、EU 司法裁判所で、EU とシンガポール間の貿易協定が EU の専属的権限のもとにあるか、あるいは加盟国のとの共同管轄のもとにあるかに関する事件が扱われている。なお EU とカナダ間の自由貿易協定は混合協定とされた⁴⁹。

⁴⁸ House of Commons, Exiting the European Union Committee,

The process for exiting the European Union and the Government's negotiating objectives (HC815), p24 (https://www.publications.parliament.uk/pa/cm201617/cmselect/cmexeu/815/815.pdf)

⁴⁹ http://europa.eu/rapid/press-release IP-16-2371 en.htm

(14) 離脱の法的効果

離脱の法的効果に関しEU条約第50条第3項は、EU条約及びEU運営条約の離脱国への適用が終了されると規定している。この点に関し、いわゆる部分的な離脱(partial withdrawal)が可能か、という論点がある。この部分離脱に関しては、具体的には、一部分の責務についてのみ離脱することが可能か、という論点と、加盟国の一部の地域を残した離脱が可能か、という論点がある。

このうち前者の EU 条約・EU 運営条約の定める責務の一部について離脱できるか、という点については、連合規約第50条は、そのような部分的な離脱を想定していない規定ぶりとなっていると解されている。

次に後者の加盟国の一部の地域を残した離脱の可能性については、そもそも加盟国の一部は、主権国家ではなく、EUの加盟国であったこともないので、EU条約第1条の文理解釈からすると、加盟国が離脱した際にその一部の地域のみが加盟国として残ることはあり得ないと解される。

3. 英国の EU 離脱に関する各国の反応

各種の報道等によれば、英国の EU 離脱に関し各国は、例えば次のような反応を含む、各様の反応を示している。

まず、英国の国民投票前であるが、2016年5月26日~27日に三重県志摩市で開催された先進国首脳会議(伊勢志摩サミット)において本件は扱われ、5月27日に出されたその成果文書である「G7伊勢志摩首脳宣言」50では「英国のEUからの離脱は、より大きな国際貿易及び投資に向けた傾向並びにこれらが生み出す雇用を反転することになり、成長に向けた更なる深刻なリスクである。」旨が言及されていた。

次に2016年9月4日~5日、中国・杭州にて開催されたG20杭州サミットにおける首脳声明では、「英国のEU加盟国地位に関する国民投票の結果は、世界経済の不確実性に付加するものである。G20構成国は、同国民投票に起因する潜在的な経済上及び金融上の結果に積極的に対処することができる立場にある。我々は、将来英国がEUの緊密なパートナーであることを希望する。」旨が言及された。

また英国の国民投票直後の2016年6月24日には、G7財務大臣・中央銀行総裁が、

「我々G7財務大臣・中央銀行総裁は、本日英国国民によって示されたEUを離脱するとの意思を尊重する。我々は、英国のEU残留・離脱を問う国民投票の結果を受けた市場動向を注視している。

我々は、英国の経済と金融セクターが強靭であるとの我々の評価を確認し、また 英国当局が国民投票結果の影響に対処する万全の態勢にあると確信している。

我々は、為替レートの過度の変動や無秩序な動きは、経済及び金融の安定に対して悪影響を与え得ることを再認識する。

G7の中央銀行は、市場に十分な流動性があることを担保し、市場の動きを支えるための措置をとった。我々はこの目的のため確立された流動性供給のための手段を用いる用意がある。

我々は、引き続き市場の動向と金融の安定を緊密に協議し、適切に協力する。 我々は、引き続き一致して、英国を含む G7としての連帯を維持する。」 とする声明を出している。

そのほか各国の個別の反応としては、例えば以下のようなものがある。

米国政府は、6月23日の英国の国民投票後の6月24日、ホワイトハウス報道官が声明を発出し、英国民の判断を尊重すること、英国と米国の関係は維持され、また英国のNATO加盟国としての地位は、米国の外交、安全保障、経済政策の重要な基礎であり続けること、このことはEUとの関係においても同様であること、英国とEUは米国にとって欠くことのできないパートナーであり続けること、等を述べた⁵¹。またObama大統領は、2016年9月4日に行われた、G20杭州サミットの際の米英二国間会談後の記者会見⁵²では、英国のEUへの参加により世界は多大な利益を得たと考えるが、EUから離脱することは英国民が決定することであり、実際に英国民が決定したことであること、英国が産業界やそのほかの利害関係者と協議していることは賢明であり、英国民のみならず世界の人々が継続的な経済の回復と発展から利益を得られるように手続を進めることを米国は支持すること、米国と英国の間には大きな貿易と投資の関係があり、このことから米英間の貿易および商業関係を阻害するような影響を生じさせないように、英国のEU離脱にかかる交渉が進むよう、英国を支援すること、等を述べている。

⁵¹ https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2016/06/24/statement-president-uk-referendum

⁵² https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2016/09/04/remarks-president-obama-and-prime-minister-may-united-kingdom-after

なお、米国では2017年1月よりトランプ大統領の新政権が、発足した。同大統領は、2017年1月15日付のタイムズ紙等のインタビューで、英国のEU離脱はすばらしい、他のEU加盟国も離脱するだろう、等の発言をしたことが報じられており、また、同年1月28日付の米英首脳会談後の共同記者会見では、米国は英国の人々の主権と自己決定権を尊重すること、EU離脱が英国にとってすばらしいものになると考えていること、を述べている。

2016年12月20日 Hua Chunying 中国外務省報道官は、英国における Yang Jiechi 中国国務委員と May 英国首相との会談に際して、複雑な国際関係の中で世界の統治を行わなければいけない状況下においては、大きな影響力を持つ中国と英国が戦略的な意思疎通と対話を持つことは重要であること、英国は中国の投資先として選好されており、中国企業は英国を EU 市場への入り口として考えてきたが、Brexit により将来英国が EU 市場にどのようなアクセスを確保するかによりこのような考え方に影響が及ぶリスクがあると考えていること、Brexit の結果がどうなるかは予想できないが、中国政府は英国に対して透明性を求めており、また特に中国企業への影響に関して関心があること、Brexit は英国と EU 間の問題であり、対話と相談により英国と EU がこの問題を適切に解決することを望み、また中国は英国と中国の関係をさらに発展させることを望むこと、を述べている⁵³。

2017年1月18日同中国外務省報道官は、外交部の定例記者会見において、英国のEU離脱に関するMay 英国首相の発言に関し、中国はイギリスと欧州連合(EU)との協議の成り行きに関心を寄せていることと、イギリスとEU双方が話し合いによりウィンウィンの関係につながる協定に合意するよう期待することを述べている54。

ロシアに関し、2016年7月1日の報道等55によれば、Putin 大統領は、英国の EU からの離脱は英国民の選択であり、その過程にロシアは介入しておらず、将来的にも介入しないこと、英国の国民投票の結果は、欧州のみならず、世界に影響を与えること、ロシアはその欧州及びロシアに対する影響に関心を持って注目すること、を述べている。

韓国に関し、第11回 ASEM 会合の際の演説で Park Geun-hye 大統領は、英国の EU

⁵³ http://www.china.org.cn/world/2016-12/20/content 39949144.htm

⁵⁴ http://japanese.cri.cn/2021/2017/01/18/147s257407.htm

⁵⁵ http://www.independent.co.uk/news/world/politics/vladimir-putin-brexit-EU-referendum-long-term-traumatic-effect-on-uk-and-Europe-economy-diplomacy-a7113156.html; http://en.instituteofEurope.ru/images/uploads/analitika/wp18.pdf

は、グローバル化、地域統合、多角主義、自由貿易の性向を有する国際秩序の安定 に対し影響を与え、その影響はEUの統合の将来を超えて及ぶ、としている^{56,57}。

4. 日本政府の対応

(1) 日本政府のメッセージ

日本政府は2016年7月26日「英国の EU 離脱に関する政府タスク・フォース」の第一回会合を開催した後、同タスク・フォースの会合を三回開催し⁵⁸、同年9月2日「英国及び EU への日本からのメッセージ」採択・発出した⁵⁹。当該メッセージは本体、英国及び EU 双方への要望事項、英国への追加的要望事項並びに EU への追加的要望事項からなり、それに以下の要約が付されている。なお英国及び EU への要望事項は企業からの声を踏まえたものとなっている。

⁵⁶ http://www.korea.net/Government/Briefing-Room/Presidential-Speeches/view?articleId=140921.

⁵⁷ 韓国については、英国が欧州連合 (EU) から離脱することを決めたことを受け、中長期的な外交環境の変化を分析し、対策を講じるためのタスクフォース (特別チーム) の設置を検討しているとの報道もあった。http://m.yna.co.kr/mob2/jp/contents_jp.jsp?cid=AJP2016062 7003400882&domain=6&ctype=A&site=0500000000

⁵⁸ http://www.kantei.go.jp/jp/singi/euridatsu taskforce/.

⁵⁹ http://www.kantei.go.jp/jp/singi/euridatsu_taskforce/pdf/message.pdf(和文);http://www.mofa.go.jp/files/000185466.pdf(英文).

英国及び EU への日本からのメッセージ

<要約>

- ●基本的価値を共有する英国及びEUとは、政治、経済、安全保障等、様々な 分野で強固な協力関係にある。引き続き、国際の平和、安定、繁栄のための 緊密な協力・連携を期待。
- 開かれた欧州の維持は、アジアを含めた世界の関心事項。英国及びEUと引き続き自由貿易体制の旗振り役を共に担い続けたい。日 EU・EPAの年内大筋合意実現は力強いメッセージとなる。
- 経済面での懸念は不確実性。暫定期間の設定を含めた交渉の段取りや制度変更時の移行・周知期間を含め、円滑・透明なプロセスを通じた離脱交渉により、交渉当事者のみならず、全ての利害関係者が決着後の姿を具体的に見通せるような予見可能性の確保を希望。
- 欧州進出日系企業のかなりの部分が英国に集中。日系企業からは、関税や通 関手続等の負担が無い物品貿易や自由な投資、欧州で一体的かつ円滑にサー ビス・金融取引を展開できる環境の維持、必要な技能を持つ労働者へのアク セス、英・EU 間の規制・基準の調和等、様々な要望が寄せられている。
- 日本政府としても、英国及び EU が、こうした要望に最大限耳を傾けてきめ細やかに対応し、現在のビジネス環境を維持し、又は、急激な変化を緩和することで、企業関係者にとって、引き続き魅力ある地であり続けることを期待。
- ●離脱プロセスが世界経済に大きな混乱をもたらすことなく円滑に進むよう、 英国及びEUと協力する意思がある。

(2) その他の日本政府等の対応

日本政府は2016年6月24日、外務大臣談話を発出するとともに、「英国の EU 離脱問題に関する関係閣僚会議」を実施し、「英国の EU 離脱問題についての情勢分析及び情報交換」を行った。この際には、この投票結果が世界経済や金融・為替市場に与えるリスクについて懸念があることから、金融市場の安定化に万全を期すことや、英国で事業活動を行う日本企業への影響を始め実体経済への影響もあり、これにもしっかり対応していく旨を安倍総理大臣は述べている。

その後国内では、6月27日、29日に金融市場の安定に向けた政府・日本銀行緊急

会合を実施し、6月28日の経済財政諮問会議においては本件に関し議論している⁶⁰。 また経済産業省は、6月27日に本件に係る相談窓口を設置した⁶¹。

対外的には、6月30日安倍総理大臣は、Cameron 英国首相(当時)及び Merkel ドイツ連邦共和国首相と電話会談を実施し、英国と EU が協調し、市場の不安を払拭し、今後の予測可能性を高める明確なメッセージを迅速に発出するよう求めることを両者に伝え、特に英国には、同国で活動する日系企業に悪影響が出ないよう、あらゆる分野での適切な対応をすることを要請すること、またドイツには G7が一致協力して、世界経済の成長と金融・為替市場の安定のために全力を尽くすという強い意思を発信し続けることが重要であることを伝えた。さらにこの後も日本政府は、総理大臣、外務大臣、事務方レベルのそれぞれで、日本の立場を伝達している。

- 60 http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2016/. この会議で榊原経済財政諮問会議 有識者議員(経団連会長)は、官民をあげた対応の方向性として以下を上げている。
 - 1. 世界的な為替・金融・資本市場の動揺を早期に収拾すること(あらゆるリスクへの万全な備えが必要。市場関係者には冷静な対応を、また、政府・日銀に対しては適切な対応を求める。)。
 - 2. G7が築き上げてきた自由貿易の下でのグローバル化といった成長・繁栄のメカニズム を維持すること。保護主義、孤立主義、ナショナリズムの伝播は、G7各国のリーダー が協調して断ち切ることが必要。
 - 3. 日本経済への影響を回避すること(円高や株安が進行すると企業収益が悪化し、企業 や消費者マインドにも影響が及び、これによって慎重経営あるいは節約志向が助長さ れないようあらゆる手当てを尽くすべき。とりわけ中堅・中小企業への影響が大きい ため、特段の手当てが必要。)。
- 61 http://www.meti.go.ip/press/2016/06/20160627003/20160627003.html.
- 62 英国の EU 離脱問題に関する日本政府の初期の対応については首相官邸の以下のページを参照。http://www.kantei.go.jp/jp/headline/euridatu/。

また本件に関する日本政府の英国、EU 及び関係国に対する働きかけの例として、例えば以下のようなものがある。

- ●2016年7月15日 ASEM 首脳会合出席のためウランバートル(モンゴル)を訪問時に安倍 総理大臣は、Tusk 欧州理事会議長及び Juncker 欧州委員会委員長、並びに Merkel ドイツ 連邦共和国首相と会談を行い、英国の EU 離脱に関連し、不透明感の払拭と今後の予測 可能性を高めるために、EU と英国が協調して今後の交渉の見通しを明確にすることを求 めている。(http://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/ep/page3_001728.html; http://www.mofa.go.jp/ mofaj/erp/c see/de/page1 000214.html)
- ●2016年9月20日国連総会に出席するため米国・ニューヨークを訪問中の安倍総理大臣は、May 英国首相と首脳会談を行い、日系企業は優れたビジネス環境を高く評価して英国に投資しており、事業継続のための配慮をお願いしたい旨述べている。(http://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/gb/page4 002368.html)

また近時の事例として、2016年12月15日菅義偉官房長官は、英国の Hammond 財務相と 会談し、英国の EU 離脱に係る経緯の説明を求め、また日本企業に悪影響が及ばないよう 要請した。この際官房長官は、英国の原子力発電所の建設プロジェクトをめぐっても意見 交換した。また麻生副総理・財務相も同日、Hammond 財務相と会談している。なお Hammond 財務相は、同日の記者会見で、日立製作所や東芝が受注した原子力発電所の建設 なお以上の他日本の政府系機関の対応としては、日本貿易振興機構(JETRO)の対応がある。JETRO は英国の国民投票前の2016年6月14日に「BREXIT 国民投票直前セミナー:問題の経緯と離脱のシナリオ」をロンドンで実施したほか、2016年6月27日には「ジェトロの英国 EU 離脱(BREXIT)に関する日本企業への支援体制について」を出し、Web サイト⁶³を通じて継続的に関係情報を提供するほか、セミナーを実施し、また相談窓口を開設するなどしている⁶⁴。

5. 英国の国民投票の結果に対する各種の対応

英国の国民投票の結果に対しては、上記の通り各種の反応が各国より示され、また日本政府からは上記のような対応がとられたが、以上の他に民間の対応も含め注目されるものとして、例えば以下の対応がある。

(1) 英国政府の対応

英国の EU からの離脱に関し英国政府は、EU 離脱省(Department for Exiting the European Union)の Web サイト⁶⁵を開設するのに加え、Brexit に関する政策に係る Web⁶⁶を開設し、関連情報を提供している。このうち後者の Web には、Information about the UK leaving the EU と題する Web ページ⁶⁷があり、各種の Q&A が提供されている。

(2) 経済団体・民間事業者の対応

各種の事業者団体、民間事業者等が各様の対応・取り組みをしており、例えば以下のようなものがある。

2016年6月24日欧州の事業者団体であるビジネス・ヨーロッパ (Business

プロジェクトに関して「両社や日本政府と融資(の枠組み)などについて議論している」と述べている。

⁶³ 本件に関する JETRO の対応については以下の Web 参照。https://www.jetro.go.jp/world/ EUropEUk/referendum/

⁶⁴ なお JETRO の発行している通商弘報のデータベース(https://www.jetro.go.jp/biznews/)で 「EU 離脱」で検索すると、2012年12月18日から関連の記事がある。

⁶⁵ https://www.gov.uk/government/organisations/department-for-exiting-the-european-union

⁶⁶ https://www.gov.uk/government/policies/brexit

⁶⁷ https://www.gov.uk/government/news/frequently-asked-questions (2017年1月8日確認)。

Europe) は、英国の国民投票に関する報道発表を発出している⁶⁸。 当該発表は、英国 民の決定を尊重するとしつつも、英国が EU から離脱することに関し遺憾の意を表 明しつつ、会長のコメントとして、欧州のビジネス界は EU の存在を強く支持する こと、EU 加盟国が EU 及びその原則である、統一市場、共通通商政策、ユーロに 対するコミットメントを再度改めて支持することを求めること、秩序だった Brexit プロセスの進行のための賢い方法を見つけることを求めること、等を求めている。 またさらに当該声明は、今日直面している、安全保障、移民問題、気候変動、経済・ 社会的発展等の重要な問題には国際的側面があり、欧州全体で取り組むことで効率 的な解決策が見つけられること、英国の国民投票の際、欧州人の多くは英国が EU に残ることを望んでいたこと、を述べている。なお同声明は、EU がより高い付加 価値を追求することが求められている点を指摘し、具体的には、EUがより付加価 値のあるものとなるのと同時に加盟国もしくは地域レベルで対応可能な事項はそれ らに対応を任せること、外部に目を向けた、統一のとれた世界戦略を構築・実施す ること、EU及び各国レベルで、よりスマートな規制方法を採用し、規制緩和を進 め、またより競争を促進すること、シェンゲン協定で形成された圏域を維持するこ と、経済通貨同盟(EMU)の運営を改善すること、を求めている。最後に同声明は、 欧州人がその共通利益を再度求め、また、英国は重要なパートナーであることから、 英国との間で持続可能な新規の関係を構築することがすべての者の利益であること を指摘している。

2016年9月12日、経団連(Keidanren)、イタリア産業連盟(Confindustria)、カナダ商工会議所(Canadian Chamber of Commerce)、フランス経団連(MEDEF)、全米商工会議所(US Chamber of Commerce)、英国産業連盟(CBI)、ドイツ産業連盟(BDI)、及びビジネスヨーロッパ(BUSINESSEUROPE)は、B7共同声明を発出している⁶⁹。英国のEU離脱に関し同声明は「B7として、英国のEU離脱という国民投票の結果を受けた英国とEUとの関係について、新しくバランスのとれた枠組みが見出されるよう期待しつつ注視していく。」旨言及している。

日本国内の動きとしては、2016年8月2日に経団連が「英国のEU離脱問題に関するとりあえずの意見」を発出している。当該意見は、第1に、EU離脱プロセス

⁶⁸ https://www.businesseurope.eu/publications/businessEUrope-statement-brexit

⁶⁹ http://www.keidanren.or.jp/en/policy/2016/073.html (英文); http://www.keidanren.or.jp/policy/2016/073.html (和文)。

の予見可能性をできる限り高めること、第2に、英国とEUとの間の市場の一体性が、いわゆる4つの移動の自由をはじめとして、できる限り保たれることを求めている。また同意見は、離脱協定および新たな枠組みに関する交渉において、現地進出企業の活動に大きな支障が生じることのないように、英国・EUに配慮を求める事項を列挙する70とともに、仮に制度等に変更が生じる場合には、そのタイミングを含めて正確な情報を適時適切に提供することを求めている。

また経団連関係者は、 $10月18\sim21$ 日、ベルギー(ブリュッセル)、英国(ロンドン)を訪問し、英国の EU 離脱問題(Brexit)に関し、政府関係者、経済界、シンクタンクと意見交換を行い、そのレポートを公開している 71 。

以上の業界団体の他、日本の事業者を含む個別の事業者も各種の取り組みをしている⁷²。またこれに加え、民間のコンサルタント会社等は、英国の EU 離脱に関するレポートを発表し、またセミナーを実施する等の対応をしている。

6. ノルトライン・ヴェストファーレン州の対応

以上のような各種の取り組みの中で、注目されるのは、同州の主要都市のひとつのデュッセルドルフ市に多くの日本企業が所在している、ドイツのノルトライン・ヴェストファーレン州の対応である。まず一般的な対応として、同州の経済振興公

- 70 経団連の意見は以下の事項を列挙している。
 - ・無関税貿易の存続、簡素な税関手続(利便性の高い原産地規則を含む)の確保
 - 規制環境の整合性の確保
 - 現在英国に適用されている EU の規制・制度、規格・基準の適用継続
 - 英国·EU が新設·改訂する規制・制度の整合性確保、規格・基準の調和・相互承認
 - ・英・EU 域内グループ会社間の資金(配当・利子・ロイヤルティ支払)の移動にかかる課 税免除等の継続
 - ・英・EU 域内グループ会社間のサービス(経理・人事等のシェアードサービス)の移動の 自由の継続
 - ・英・EU 域内グループ会社間のクロスボーダー組織再編にかかる非課税措置の継続
 - ・英・EU 域内における EU 単一パスポート制度の適用継続
 - ・英・EU 間における自由なデータフローの確保
 - ・英・EU 間における就労等のビザ不要の継続
 - ・英国内にある EU 機関(特に欧州医薬品庁)の立地の継続
 - ・英国において進行中のプロジェクトに対する EU からの支援の継続
- 71 http://www.keidanren.or.jp/policy/2016/117.html
- 72 特に注目すべき日本の事業者の取り組みとしては、(7月2日付日経新聞朝刊によれば) 英国の政治家や官僚に厚い人脈を持つゴマソール元駐日英国大使を英国の現地子会社の取締役にしていた日立製作所の取り組みがある。

社は日本語のWeb サイトを設置し、そこで同州におけるビジネスの状況や会社設立手続等に関する情報を提供しており、また同州は東京に事務所を設置している。なおデュッセルドルフ市経済振興局にはジャパンデスクが置かれている。

次に特に英国の EU 離脱に関し、ノルトライン・ヴェストファーレン州では、2016年9月14日にデュッセルドルフ市で日本企業向けのセミナーが開催された際この点が言及され 73 、また同年10月28日には、Horzetzky 同州経済・エネルギー省次官が来日し、関西学院大学にて本件に関する講演を行っている。さらに同年11月2日、Kraft 同州首相は同州所在の日本企業関係者と首相府にて数時間意見交換を行ったが、その機会には Brexit についても言及した旨が同州経済振興公社の Web で公開されている 74 。

7. 若干の検討

(1) 英国の EU 離脱により企業に生じる影響

英国のEU離脱の決定は、すでに世界経済に大きな影響を与えており、また今後この問題がどのような方向性を取り、最終的にどのような形で決着するのかによって、さらに影響が生じると考えられ、それによって日本企業のみならず、英国を含む欧州で事業活動を行う企業を中心に、世界中の少なくない企業が影響を受けると予想される。

もとより事業活動において企業が、その事業環境の変動に対して対応を求められるのは、通常の事象と解される。また企業の事業活動には、リスクを取って収益を得る、という部分があるのは否定しえないことであり、その意味では、事業環境の変動に関するリスクについて企業が負担する部分があると解されえないわけではない。またそのようないわゆるリスク事象が、突発的なものではなく、従来から顕在化する可能性のあるものとして認識されうるものであったとするならば、その点も踏まえて企業の負担は考慮されるのが妥当とも考えられる。さらに英国のEU離脱に関する国民投票は、人為的に行われたものであるが、それ自体としては尊重されるべきというのが通常の認識と解され、それから生じる事業者等の損害があるとし

⁷³ https://www.nrwinvest.com/ja/news/%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%82%B9/%3 F % 3 F

⁷⁴ https://www.nrwinvest.com/ja/home/(2017年1月8日確認)

ても、それについて関係国等が法的責任を追及されるというような性質のものでは ないと一般的には考えられていると思われる。

もっとも具体的に英国のEU離脱に関する国民投票について考えると、確かに英国がEUから離脱する可能性があるという論点があることは、この論点に関する過去からの経緯によれば認識可能であるということはでき、また今回の国民投票が実施されることは2013年1月のCameron元首相の演説により認識されるべきとしても、一般的にその可能性は低いと考えられていたのでありで、実質的に英国のEU離脱が顕在化する可能性のあるリスクと認識されたのは、国民投票の直前、あるいは実は実施されてからであったとも解される。このことからするならば、このリスクあるいはそれが顕在化したことから生じる損害等に関して事業者のみが責めを負うことが適切かについては疑問がある。また、英国のEU離脱にかかわる国民投票が人為的に行われたものであり、今後の離脱手続も人為的に進められるものであることからするならば、その過程において、企業等が、例えば離脱交渉過程における関係者の行為により意図的、あるいは過失により損害を被る場合には、事情によっては、損害賠償あるいは損失補償の対象とされるべきと考えられる可能性は否定され得ないと思われるで。

(2) EU 及びその加盟国に求められる対処

そもそも英国のEUからの離脱に関する手続の遂行に関しては、欧州で事業活動を行う事業者等に負担を負わせるような手続を取る、あるいは英国のEU離脱の交渉過程等から生じるリスクを負担させる、またさらには、リスクが顕在化した際の損失等を負担させる合理性もなければ、必要もないと思われる。そしてこの点からするならば、もとより外交交渉であるので、すべての関連情報が公開される訳にはいかない可能性はあるが、上記で紹介した各国の意見や事業者団体の意見を踏まえ

⁷⁵ このような情報が参考になるかはともかくとして、報道によれば、英ブックメーカー(賭け業者)によれば、国民投票で英国の欧州連合(EU)残留が支持される確率は、2016年 6 月 9 日で78%であり、それが64%に急激に下がったのは、同月13日である。http://jp.reuters.com/article/britain-EU-odds-probability-idJPKCN0YZ0XM

⁷⁶ この点に関し、英国を含む EU 加盟各国は、投資協定を締結しており、特にドイツは、これまでに155の投資協定を締結しており、そのうちには投資仲裁(ISDS)が規定されているものも少なからずあるので、投資仲裁の可能性も含めて、日本企業との関係に限らず、一般論としてドイツの対応によって訴訟が生じる可能性はないとはいえない。なお英国を含む EU 加盟国の締結している投資協定については、例えば UNCTAD の以下のデータベースを参照。http://investmentpolicyhub.unctad.org/

ると、少なくとも現行の英国国内法あるいは EU 法の手続に従って、十分に事業者を含む英国及び EU 以外の関係者等にも情報提供がなされるべきと考えられる。

またこの点に関連して、さらに上記で紹介した各国の意見や事業者団体の意見を踏まえると、英国の EU 離脱の手続については、単に透明性の確保の観点から情報提供をするのみならず、事業者等に不測の負担が生じるようなことは避けるという観点から、各種の制度の変更が生じる場合等には、一定の移行期間を設け、事業者等が対応できるようにすることが確保されるべきと思われる。

さらにこの点に関連して、既存の個人あるいは事業者のいわゆる既得権の問題がある。この点については、具体的にどのような対応がされたのかを詳細に確認し、今回の事例に合わせて調整する必要はあるが、前述で紹介したグリーンランドの際の前例が参考になると思われる。

なおこの後者の点に関し、EU加盟国等で、この機会を捉えて事業者の誘致を行う動きに関する報道等もある。このような動き自体については、必ずしも否定されるべきではないかも知れないが、EU全体という観点からするならば、そもそも上記の通り日本政府のメッセージや経団連のメッセージ、また欧州自身においてもビジネスヨーロッパのメッセージ等が出されていることを踏まえると、これらを踏まえたEU側の対応が望まれると思われる。またこの点に関し、上記で分析したEU条約第50条の手続においては、加盟国の政府の代表者や欧州議会議員の意見を反映する場面はあり、それによってEU加盟国の国民等の意見は反映されると思われるが、外国の事業者等が意見を述べる過程は必ずしも明確には見当たらない。上述のブラチスラバ宣言等で示されたものを含む、EUが志向する将来を形成するためには、内外の事業者等も含む各種各様の関係者の協力を得ることが望ましい場合もあることを考えると、事業者等の意見も含む、EU条約第50条の手続では必ずしも集めることのできない、各種の意見を収集するプロセスが形成されることは有用であると考えられる。

(3) 具体的な取組のあり方

上記のような意見の集約手続については、すでに英国議会等では業界関係者を含め各界の関係者に対するヒアリング等が実施されている面もあり、また、このような英国の対応を踏まえると EU 側においても同様の対応が取られることは予想され、強く期待される。

他方でこのような動きは、欧州全体という観点から考えると、英国と EU それぞれがそれぞれの立場でヒアリングをする、ということになるので、必ずしも合理的な方法とは思われず、また、単に英国と EU の関係を複雑化させる効果が生じるだけになる可能性もなくはないと考える。

この点を踏まえると、このような状況に対応するためには、例えば英国選出の議員を含む欧州議会で、欧州全体の観点からヒアリングをする、というのは一案と考える。なおさらに、先に紹介したドイツのノルトライン・ヴェストファーレン州の対応は、日本の事業者の誘致が目標ではないか、という点では一定の留保が必要であるが、事業者の日々の事業活動に密着したレベルの関係国の行政機関が情報提供し、さらに事業者と実際に意見交換をしている、という点においては望ましいものと考えられる。またこのような事例を踏まえて考えると、単に欧州議会で各事業者等のハイレベルの考えに関するヒアリングを行うだけでなく、サンプリング調査の方法を使うなど合理的な方法を選択する必要はあるが、現場の実際の意見についてもヒアリングすることが望ましいと考えられ、英国、英国を除くEU及びEU各加盟国においても積極的な取り組みが望まれる。

おわりに

そもそも英国の EU 離脱において国民投票で問われたのは、"Should the United Kingdom remain a member of the European Union or leave the European Union?" という質問であり、それに対して英国民は、EU からの離脱を支持をする、という回答をした。この質問の文面からするならば、英国の EU 離脱の具体的な取り進め方について英国民が、EU 条約第50条の条文のレベルでは認識していたとしても、それ以上に、その効果や具体的な投票結果の実現の手続について認識判断し今回の国民投票で投票したとはできないと思われる。また上記のように、この条文の運用に関しては、前例もなく、各種の論点もあることを踏まえると、そもそも離脱の手続の詳細についてまで十分に認識して英国民が投票した、とすることはできないと解され、さらにいうならば、その過程の進め方に関し英国民が、外国人事業者等の投票に参加しない者の扱いについてどうするのか、ということまで考慮して、国民投票において投票した、と解するのは困難であると思われる。

繰り返しになるが、すでに日本を含む各国からも表明されているように、英国に

おける国民投票の結果は尊重されるべきと考えられる。しかしながら、その決定を尊重するという名目の下に、英国民が詳細に認識していたことが必ずしも期待できないという意味で、その決定のスコープに入っていないと考えられる事項についてまで、国民投票の結果とすることは適切ではないと思われる。またさらにいうならば、国民投票の結果を具体的に実現するのは、間接民主制度及び権力分立制度の下では、英国やEUの関係する議会の議員や行政官の役割であり、国民投票の結果を名目にして、これら公務員がその後の手続において、不適当な対応をした場合には、責任を問われるべきは、国民ではなく、これら公務員と解されるべきと思われる。

国民投票制度の結果は尊重されるべき、という考え方自体は認められるが、それを踏まえたその後の対応については、依然としてしかるべき関係政府機関が責任を負うと考えるのが妥当と思われる。また英国のEU離脱に関し、外国人もしくは外国の事業者等との関係で問題が生じることを回避するためには、英国のEU離脱に係る国民投票を契機として、英国を含むEUの、関係する議会の議員や行政官による、新しい欧州、新しいEUのビジョンの提示とその実現への努力が期待され、その際には、外国の事業者等も含む諸々の関係者の協力を得、それを生かした欧州・EUをデザインしていくという取組も併せて行われることが適当と考えるで。

<主要参考文献>

- Cabinet Office, The process for withdrawing from the European Union, Secretary of State for Foreign and Commonwealth Affairs, February 2016 (https://www.gov.uk/government/publications/the-process-for-withdrawing-from-the-Europeanunion)
- Vaughne Miller and Arabella Lang, Brexit: how does the Article 50 process work?, BRIEFING PAPER, Number 7551, 16 January 2017
 (http://researchbriefings.parliament.uk/ResearchBriefing/Summary/CBP-7551)
- House of Lords, Brexit: parliamentary scrutiny, HL Paper50, 20 October 2016
- 77 この点に関し、2017年3月1日、欧州委員会のJuncker委員長は、「欧州の将来に関する白書(White Paper on the future of Europe)」を発出した(http://europa.eu/rapid/press-release_IP-17-385_en.htm)。同白書は、英国離脱後、27カ国からなる EU の将来について、5つのシナリオを示したものであった。当該白書で示された5つのシナリオは、例示的なものであり、必ずしも十分に検討された具体性のあるものではないようであり、むしろ、白書自身が述べるように、思考を喚起するためのものであるように見える。とはいえ、これまでがそうであったように、EU の存続のためには EU が進歩・発展することが必要であり、求められていることであると思われ、その意味では、このような者を含む、将来を見据えた EU の取り組みが強く期待される。

(https://www.parliament.uk/business/committees/committees-a-z/lords-select/EU-select-committee-/inquiries/parliament-2015/brexit-parliamentary-scrutiny/brexit-role-parliament-publications/)

- House of Commons, Exiting the European Union Committee, The process for exiting the European
 Union and the Government's negotiating objectives(HC815), 11 January 2017 (https://www.publications.parliament.uk/pa/cm201617/cmselect/cmexeu/815/815.pdf)
- 庄司克宏「イギリス脱退問題と EU 改革要求 法制度的考察」阪南論集51巻 3 号31頁 (2016)
- 外務省経済局『我が国の経済外交』第2章第4節「英国のEU離脱による経済面の諸課題」 (日本経済評論社 2017)

本稿は筆者個人の見解に基づくものであり、筆者の所属する機関の見解等を示す ものではない。

(元筑波大学非常勤講師)

(参考) 日本政府による「英国及び EU への日本からのメッセージ」全文

英国及び EU への日本からのメッセージ

英国のEU離脱は、欧州統合の今後のみならず国際社会に大きな影響をもたらす事象であり、離脱へ向けた両者間の交渉にアジアを含めた世界が注目している。このことは、英国とEUが、今後も自由で開かれた市場経済システムの拡大・推進に向けて主要な役割を果たし続けることへの期待の表れである。

日本は、国民投票で示された英国民の意思を尊重するとともに、今後英国政府の動向を注視している。また、EU側がこれまで国民投票の結果に迅速かつ冷静に対応していることに敬意を表する。交渉の過程では様々な困難が予想されるが、英国と EUが困難を乗り越えて、新たな欧州を構築するための礎を築かれるものと確信している。

国際秩序への挑戦が見られる今日の国際社会において、日本としては、結束した強い欧州の存在は不可欠であり、アジアを含む国際社会でのルールに基づく国際秩序の維持のために、このような欧州と一層連携していきたいと考えている。日本は、基本的価値を共有し、グローバルな視野から国際社会に関与・貢献をする英国及びEUとは、政治、経済、安全保障等、様々な分野で強固な協力関係にあり、引き続き、国際の平和、安定、繁栄のために緊密に協力・連携していきたい。

日本は、英国及びEUが今後も日本と共に自由貿易体制の旗振り役を担い続けるものと確信しており、この機会に、英国及びEUから世界に向けその旨を明確に発信すべきと考える。かかる観点から、現在交渉中の日EU・EPA交渉を本年のできる限り早期に大筋合意に導くことは、世界に対する力強いメッセージとなる。特に、英国には、離脱が正式に成立するまでは責任ある立場で交渉に完全に参加し、約束した内容については真摯に対応することを切に望む。

経済面で懸念が強いのは、言うまでもなく不確実性である。不確実性は不安感を呼び、市場の急激な変動を引き起こし、貿易・投資や信用を収縮させる。交渉の行

く末が見通せず、ぎりぎりになって全容が明らかになるのは、進出している企業にとって望ましくない事態である。EU離脱にかかるプロセスの予測可能性を高め、結果から「サプライズ」を排除し、不確実性のリスクを抑えることが、欧州に対する世界の信認を回復し、英国とEUの競争力を揺るぎないものとするため不可欠である。かかる観点から、英・EU関係に空白や停滞が生じないように、英・EUが共同して、必要に応じ英・EU間の暫定取決めを適用する延長可能な暫定期間の設定を含め離脱に向けた継ぎ目の無いプロセスを構築し、既に英国・EU域内に投資を行っている企業への悪影響を排除する措置を早期に明らかにするなど、その全貌を可能な限り早期に世界に向けて示すことを強く望む。

欧州には数多くの日系企業が進出しており、欧州全体で44万人の雇用を生み出しているが、その中のかなりの部分が英国に集中している。我が国から EU 向け直接投資のうち、英国向けは2015年実績で半分近くを占めており、昨年末時点の残高でも EU 域内で 1、2 を争う額である。これらの企業は欧州単一市場の恩恵を受けつつ、欧州経済の発展に貢献している。英国を含む欧州は、日本だけでなくアジア諸国にとっても主要な貿易・投資相手先であり、英国を含めた欧州の自由な市場に引き続きアクセスできることはアジア諸国全体の関心事項でもある。英国及び EU が、市場の一体性をできる限り保ち、これら企業にとって引き続き自由な貿易・投資や円滑な金融取引を可能とする環境が保障された魅力ある地であり続けることが重要である。特に、多くの企業が、時には政府による誘致に応じる形で英国を欧州のゲートウェイとして積極的な投資を行い、EU 全域にわたるバリューチェーンを構築してきた経緯に鑑み、英国に対して、こうした事実を真摯に受け止め、企業に対する悪影響を最小化するよう、責任ある対応を強くお願いしたい。

具体的には、日系企業からは、これまでに、英EU間の離脱交渉の動向の明確化、制度変更時の十分な移行・周知期間の設定、英・EU間の市場の一体性の確保、自由貿易体制の維持のほか、英EU間の交渉の帰結に関わりなく、これまでと同様に自由に経済活動ができるよう、英国・EUに対し以下のような要望(詳細別添)が寄せられている。

【英国及び EU 双方への要望事項】

- ・現行の関税率や通関手続等の維持
- ・原産地規則の累積規定の導入
- ・英国籍・欧州大陸籍の労働者へのアクセスの維持
- ・金融単一免許制度を含む金融サービスの提供及び設立・開業に関する自由の維持
- ・国境を越えた投資・サービスやグループ企業間を含む資金移動の自由の維持
- ・情報保護の水準とデータ移転の自由の維持
- ・統一的な知財の保護
- ・英・EU間の規制・基準の維持(既に確立している相互承認や同等性の枠組みの 維持を含む。)
- ・ユーロ決済センターの機能、欧州医薬品庁等の英国内 EU 機関の立地等の利便性 確保
- ・EU 研究開発予算へのアクセス、日 EU 共同研究開発への英国の関与

【英国のみに対する追加的要望事項】

- ・関税や税関手続等の負担の無い物品貿易の自由
- ・必要な技能を持つ労働者へのアクセスの維持
- ・外資参入に係る基本政策の維持
- 投資促進策の実施
- ・独自のデータ保護法制を制定する際の情報保護の水準とデータ移転の自由の維持
- ・英国の独自規制・基準の EU の規制・基準との整合性の確保
- ・英国研究開発予算へのアクセス

【EU のみに対する追加的要望事項】

・単一免許制度に係る経過措置等の導入

離脱交渉を進めるに当たっては、英国はこれまで日本企業が英国に進出してきた 経緯をしっかりと踏まえ、EU は英国のみでは対応が困難な事項があることを深く 認識しつつ、ともにこのような日系企業の声に最大限耳を傾け、双方が協力して必 要な対応を講じることができるよう最大限の努力をしていただきたい。

また、中小企業を含む一部の企業においては、英国の EU 離脱がもたらすビジネ

ス環境の急激な変化をもたらす場合十分対応できず、また、外に向かって自らの要望を発信することも困難な状況にある。企業ごと欧州進出の経緯や事業展開状況は異なることに鑑み、できる限りきめの細かい対応が必要となる。このため、個別の企業が英国及びEUに対し直接要望を伝達できるような対話の枠組みを含め、我が国と英国及びEU間で適切な意見交換の場を更に充実させていただきたい。

日英及び日 EU がこれまでに築いてきた緊密な関係を維持する観点から、日本としては、欧州における現在のビジネス環境がなるべく維持されることが望ましいと考える。特に、日英及び日 EU 間の既存の国際約束に基づく法的な枠組みは可能な限り維持していただきたい。また、離脱交渉の結果、万が一、残念ながら現状を変えざるを得ない事態になった場合にも、これらの企業に与える影響を極力軽減する観点から、十分な移行・周知期間を確保しつつ、適切な激変緩和措置をとっていただきたい。

日本は、今回の英国のEU離脱プロセスが英国・EUだけでなく、世界経済にとっても大きな混乱をもたらすことなく円滑に進むことを切実に望んでおり、このメッセージがその一助となることを望む。日本政府は、英国及びEUの魅力を長期的に一層高めることに貢献することを目的として、これらの要望に基づき協力する意思がある。

英国及び EU 双方への要望事項

英・EU間の交渉の帰結に関わりなく英国及びEUの双方に対して実現を求める事項(点線枠内は企業からの声)。

1. 総論的事項

- ・英・EU 間の離脱交渉の動向の明確化
 - ・離脱交渉の先行きの不透明さが為替や株価等の金融為替市場や企業活動に影響を及ぼすことから、英国と EU の交渉状況・見通しに係る時宜を得た定期的な情報の提供を要望。
- ・制度変更時の十分な移行・周知期間の設定
- ・離脱による制度の変更に当たっては、十分な移行・周知期間を含む激変緩和措 置を要望。
- ・英・EU 間の市場の一体性の確保
 - ・英国・EU 間の市場の一体性ができる限り保たれることを要望。
- ・自由貿易体制の維持
 - ・日 EU・EPA 交渉の本年のできる限り早期の大筋合意
- ・自由貿易の推進は活発な企業活動及び良好な政府間関係の維持に極めて重要。 離脱がグローバル経済における自由貿易環境を損なうことにつながらないこと を要望。
- ・離脱に伴う日 EU・EPA 交渉の遅延を懸念。日 EU・EPA 渉の本年のできる限り早期の大筋合意を目指すことを要望。

2. 個別的事項

- 現行の関税率や通関手続等の維持
 - ・英・EU間の貿易の無関税の維持
 - ・新興国から英国及び EU への輸入に対する特恵関税 (0%) の維持
 - ・AEO(認定事業者)に関する相互承認の枠組みの維持
 - ・動植物や食品等の検疫制度の維持

・その他、英・EU 間貿易の通関手続の追加的な負担の抑制

(英・EU 間の関税の賦課を懸念)

- ・英・EU間の貿易はこれまでどおりの無税であることを要望。新たな関税賦課は、企業の収益を圧迫し、販売価格や国際競争力にも影響を及ぼす。
- ・英・EU 間には緊密なバリュー・チェーンが存在。関税賦課により、特に、EU から部品を輸入し、完成品を EU に輸出する製造業 (自動車等) は、部品と完成品の両方に関税が課されることとなり、影響大。

(通関手続等の複雑化・煩雑化を懸念)

・現状、英・EU 間は非常に簡素化された通関手続を採用しており、AEO(認定事業者)に関する相互承認の枠組みの維持や動植物や食品等の検疫制度の維持も要望。英国への輸出に伴う税関手続の変更や利便性の低い原産地規則の採用により通関手続が複雑化・煩雑化した場合、物流の遅延やコスト高をもたらし企業の事業活動に大きな影響を及ぼすおそれ。

・原産地規則の累積規定の導入

- ・自動車などの製品は英・EU間で素材や部品の生産工程の分業化が進展。英国が EUを離脱すると原産地規則を満たせなくなり、EU進出日系企業は、EUが締結している FTA を活用できなくなるおそれがある。そのため、EU離脱後の英国も、付加価値・工程の足し上げが可能となる原産地規則の累積規定の対象国とすることを要望。
- ・英国籍・欧州籍の労働者へのアクセスの維持(とりわけ、企業で現に働き、また これから働く人々の地位が守られること)
- ・英国籍・大陸欧州籍の労働者が、英国・大陸欧州間を相互に行き来することが できなくなれば、欧州全域の労働市場に大きな混乱をもたらす。
- ・金融単一免許制度を含む金融サービスの提供及び設立・開業に関する自由の維持

- ・EU 単一免許制度は、EU 域内における金融活動(割賦販売を含む。)の重要な前提条件の一つであり、単一免許制度の適用継続を強く要望。英国で取得したEU 単一免許が維持できなくなれば、EU 域内での営業が困難となり、EU 内に新たな現地法人を設立し、免許等を再取得、又は、既存の EU 内の法人に英国法人の機能を移管する等の対応が必要。
- ・いずれも、企業の経営戦略に大きな影響を与え、対応には相当の時間がかかる ことから、単一免許制度が適用継続されない場合、欧州において一体的に金融 サービスを展開できる環境確保のために十分な代替措置や関連制度変更等の内 容の早期明確化と、一定期間の猶予・準備期間及び激変緩和措置を要望。
- ・今後、英国と EU の金融規制が乖離し、一体的に金融サービスを展開できる環境が失われれば、世界の主要金融市場たる英・EU 地域全体の優位性自体が揺らぐおそれ。こうした観点から、英・EU の中長期的な金融規制が引き続き収れんしていくことを要望。
- ・国境を越えた投資・サービスやグループ企業間を含む資金移動の自由の維持
 - ・配当課税などグループ企業間の資金移転に係る非課税の維持
 - ・離脱前に認められていたライセンスの維持
- ・投資・サービスの自由の維持を要望。物品貿易の自由と並びビジネスの根幹。 離脱により、英国から大陸欧州(又はその逆)への投資やサービス提供に制約 が生ずることは企業活動に大きな影響をもたらす。
- ・英国を含め欧州に関連企業を展開する日系企業にとって、クロスボーダーで活動するグループ企業間のサービス(経理・人事等のシェアードサービス)の移転の自由のほか、資金移動や組織再編が自由に行われることに大きな関心。例えば、離脱により、英国においてグループ企業間における配当・利子・ロイヤルティ支払いに関する源泉税免除が適用されなくなることやクロスボーダー組織再編に一定の制約(これまで認められた非課税措置が適用されなくなる等)が生ずる。
- ・離脱前に認められていたライセンス(風力発電所建設用船舶の操業ライセンス など)を始めとする企業の権利が離脱後も失効せず維持できることを要望。ま た、離脱後も、英国で取得したライセンスに基づき企業が EU でも操業できる ことを要望。
- ・情報保護の水準とデータ移転の自由の維持

(個人情報の越境移転の制約への懸念)

- ・EUのデータ保護法制から英国が外れることにより、英国と大陸欧州の間の個人情報の移転が困難になるおそれがあり、情報保護の水準とデータ移転の自由の維持を要望。英国に拠点を置くデータセンタービジネスを行うICT企業が、EUの個人情報を扱うクラウド事業者などのデータセンターユーザーの需要を失い、営業上の影響を受けるほか、英国と大陸欧州の親子会社間の情報移転にも影響。
- ・日・英・EU 三者間でデータ移転の円滑化に関する緊密な連携を要望。
- ・統一的な知財の保護
 - ・欧州共同体意匠・商標等の英国での保護

(既に EU で登録済みの知的財産の扱いへの懸念)

- ・離脱により、既に登録済みの欧州共同体意匠、欧州連合商標等の知的財産の権利及び効力に影響が出るとなると大きな混乱が生じる。権利者に不利益が生じないよう、離脱後も引き続き英国及びEUにおいて統一的に保護されることを要望。
- ・英・EU 間の規制・基準の維持(既に確立している相互承認や同等性の枠組みの維持を含む。)
 - ・EU で現在適用されている EN 規格、CE マーク、REACH、RoHS や GMP (優良製造所基準)、動植物検疫や食品安全の分野等の規制・基準の英国における 継続的適用 (又は同等の規制・基準の採用)
 - ・第三者認証機関の相互承認の担保

- ・化学物質、医薬品・医療機器、無線機器・通信端末機器及び自動車を始めとする各分野における規制や基準認証は、これまで EU 全体として統一的な制度で運用されており、それらの維持又はそれらと同等の枠組みを持つ制度の構築を要望。離脱により、英国が EU とは別の規制や認証を設けた場合、欧州進出日系企業は、二重の対応が必要となり、無用な混乱、開発・生産コストや事務負担の増大。
- ・具体的には、日系企業は、EN 規格(欧州統一規格)、CE(基準適合)マーク、RoHS(有害物質使用制限)指令、REACH(化学物質規制)規則、GMP(優良製造所基準)相互承認等が離脱によりどのような影響を受けるのかにつき強い関心。
- ・例えば、CE マークについては、EU 域内で販売される商品には、第三者認証機関から認証を受けた場合等に表示が義務付けられているが、離脱後、第三者認証機関による認証の相互承認が担保されない場合に別途認証を求められることを懸念。
- ・また、RoHS 指令や REACH 規則については、EU 加盟国工場製品で認められている検査や登録に係る免除が英国工場製品に対して認められなくなることを懸念。
- ・動植物検疫や食品安全の分野でも、英国が EU 統一規則・基準とは異なる規則・基準を採用する場合、農林水産物・食品の日本から英国への輸出及び英 EU 間の農産物等の取引において支障を来すおそれ。日 EU 間には日 EU 相互 承認協定が存在するが、例えば、対象となっている無線機器や通信端末機器について、離脱により英国の適合性評価機関による認証が認められないなどの問題が発生。
- ・ユーロ決済センターの機能、欧州医薬品庁等の英国内 EU 機関の立地等の利便性 確保

(ユーロ決済センター機能の移転にかかる懸念)

・現在、ロンドンは欧州最大のユーロ決済センターとして機能しているが、離脱によりユーロ決済業務をユーロ圏内に限定することは、欧州全体の金融センターとしての効率性を低下させるのみならず、本邦を含む金融機関の利便性にも大きな影響をもたらす。こうした立地の自由については、現在の枠組みの維持を要望。

(欧州医薬品庁等の英国内 EU 機関の移転にかかる懸念)

- ・英国内 EU 機関の移転を懸念。特に、医薬品関係の日系企業の多くは、欧州医薬品庁(EMA)がロンドンに存在していることからロンドンに進出。同庁が他の EU 加盟国に移転すれば、医薬品開発環境に関するロンドンの魅力が失われ、研究開発資金や人材の流れが大陸欧州に向かう可能性があり、日系企業は事業活動の再検討を余儀なくされる。立地や英・EU 間の認証制度の維持を要望。
- ・EU 研究開発予算へのアクセス、日 EU 共同研究開発への英国の関与
- ・在英日系企業はEUが行う様々な研究開発に参画し、補助金を得ている。離脱後も引き続き研究開発に参画できることを要望。
- ・日 EU 間の共同研究開発においても、これまで複数の英国関係者が関与してきた。今後も引き続き英国関係者が関与できるような枠組みの構築を要望。

英国への追加的要望事項

英国のEU離脱後にとられる英国独自の政策・措置において、英国のみに対して 実現を求める事項(点線枠内は企業からの声)。

- ・関税や税関手続等の負担の無い物品貿易の自由
 - ・英国における輸入関税の現行水準の維持及び通関手続の負担抑制

(英国独自関税の水準を懸念)

- ・EU 共通関税から外れた英国が EU 域外国に適用する関税水準を可能な限り低く設定することを要望。
- ・日系企業の中には EU と第三国の FTA や GSP 制度を利用して英国に輸入する ケースも。離脱により、これらの枠組みを利用できなくなることも懸念。

(通関手続等の複雑化・煩雑化を懸念)

- ・離脱後も英国が貿易円滑化のために我が国とのAEO(認定事業者)に関する 相互承認の枠組みや水際取締り等のための情報交換枠組みを維持することを要 望。
- ・必要な技能を持つ労働者へのアクセス
 - ・銀行等の高度技能人材の受入れを可能にする移民制度の維持
 - ・発電所建設等に従事する労働者の受入れを可能にする移民制度の維持
 - ・外国人労働者に対する杳証手続上の配慮
 - ・最低限現行の移民制度の維持を要望。離脱により、日本人を含む外国人が英国で働く際の査証取得要件が更に厳格化し、英国での日系企業の操業に影響が生じかねないことを懸念。EU外からの熟練労働者の流入はむしろ緩和されるべきであり、特に企業内転勤については、英国での事業における人材の安定的な配置のため、査証の取得や延長の要件を緩和すべきである。
- ・在英日系企業の現地採用従業員の一定数は大陸欧州籍。欧州全域から高度技能 人材等の優秀な人材を確保することは、企業の円滑な活動のために不可欠。 離脱により、大陸欧州籍の労働者に新たに英国就労ビザを用意するとなると事 務負担は膨大。
- ・また、単純労働者に関しても、英国の製造業、農業等では東欧の安価な労働力 に依存している面もあり、これら労働力確保が困難となれば、労働力不足や労 働コストの上昇を通じて、商品コストの上昇につながりかねない。

・外資参入に係る基本政策の維持

・英国が原発建設、上下水道、ゴミ焼却・発電事業等の分野につき、引き続き参 入障壁を設けることなく外資開放に係る基本政策を維持することを要望。特 に、エネルギー政策については、英国が政策の方向性を転換した場合には、日 系企業の投資計画に影響を及ぼす可能性あり。

- 投資促進策の実施
 - ・英国がより魅力的な市場になるよう規制緩和などの更なる投資促進策を要望。
 - ・欧州に展開する日系企業の一部は、英国を拠点にしつつ、他の欧州諸国の関連 企業を統括。英国が投資先としてより魅力的な市場になるよう規制緩和などの 投資促進策を期待。他方、離脱により英国にEU法が適用されなくなれば、英 国に本社機能を有する企業は、本社機能を大陸欧州に移転する可能性あり。
- ・独自のデータ保護法制を制定する際の情報保護の水準とデータ移転の自由の維持

(個人情報の越境移転の制約への懸念)

- ・EUのデータ保護法制から外れた英国が定める独自のデータ保護法制により情報の自由な移転が阻害されることを懸念。
- ・英国の独自規制・基準の EU の規制・基準との整合性の確保
- ・離脱後、EN 規格(欧州統一規格)等とは別に、英国のみに適用される規制・ 基準に基づき認証等を受けることに伴う事務負担が生じないことを要望。
- ・英国が EU の薬事規制とは独自の枠組みを設けることにより、英国が薬事規制 の国際的調和に向けた取組、GMP(優良製造所基準)相互承認や欧州医薬品 庁における承認制度の枠組みから外れることになり、英国における薬事承認プロセスの煩雑化・長期化及び事務負担の増大を懸念する声あり。
- ・英国研究開発予算へのアクセス
- ・離脱後に英国がEUからの補助金を得られなくなる場合、英国からの補助金など代替的な研究開発支援策の実施を要望。

EU への追加的要望事項

英国のEU離脱後にとられるEU独自の政策・措置において、EUのみに対して実現を求める事項(点線枠内は企業からの声)。

・単一免許制度に係る経過措置等の導入

・日系企業が、単一免許制度に基づき、英国拠点を通して EU 域内に設立した拠点についてのグランドファザリング(経過措置)を要望。仮に EU 域内に新たな法人設立等が必要となった場合は、当局許認可の手続・期間に係る正確な情報提供、負担軽減措置等が確保されることが重要。